# 電気通信事業における会計制度 の在り方について (案)

2007年10月

電気通信事業における会計制度 の在り方に関する研究会

# 目 次

第1章 IP化の進展等に伴う環境変化と会計制度見直しの必要性	1
1 . 電気通信事業における会計制度の概要	1
2.電気通信事業における環境変化と会計制度見直しの必要性	4
3.検討課題と検討に際しての基本的な視点等	7
第2章 接続会計の設備区分の在り方	
1 . 基本的な考え方	
2.網使用料算定根拠の設備区分との一致	13
3.網機能による設備区分の整理	14
4 . 設備区分の廃止・統合	16
5 .IP化に対応した設備区分の在り方	17
第3章 電気通信事業会計の役務区分等の在り方	19
1.基本的な考え方	19
2.特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方	22
3. 多様な料金形態への対応	26
4 .IP化に対応した役務区分の在り方	29
第4章 費用配賦の在り方	32
1 . 配賦プロセスの透明化	
2.配賦基準の適正化	
3.基本料等委員会における配賦基準の見直し効果の検証	
第5章 減価償却費の在り方	40
1.基本的な考え方	
2 . 対象設備	
4.対象となる会計	
第6章 子会社等との取引の透明化	45
1.基本的な考え方	
2.受託業務の効率化効果の把握	
3.子会社等への業務委託状況の開示	
第7章 会計制度の検証可能性の向上	52

1 . L RIC費用と実際費用の比較·検証	52
2.スタックテストにおける検証対象の営業費の検証	53
3.基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の検証	53
4.会計データの検証体制等の充実	54
第 0 辛、佐笠屈則の子白州	<i>-</i>
第8章 施策展開の方向性	5t
補論 英国の雷気通信事業における会計制度	58

本文第1章~第8章までの【資料】は、参考資料1の資料番号に該当し、補論の【資 料】は、参考資料2の資料番号に該当する。

# 第1章 IP化の進展等に伴う環境変化と会計制度見直しの必要性

電気通信事業においては、電気通信事業会計と接続会計の二つの会計が存在している。 これらは、会社法や証券取引法、税法に基づく制度会計に加えて、電気通信事業法に基 づき、特別な目的から設けられた電気通信事業固有の規制会計である。

電気通信事業会計は利用者料金算定の適正化、接続会計は接続料算定の適正化の観点から設けられているものであるが、近年のブロードバンド化・IP化の進展に伴い、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造は急速に変化しており、基本的にPSTNを中心としたネットワーク構造・市場構造を前提に構築された会計制度が、新たな環境変化に対応してその機能を十分に発揮できるかどうかについて検証することが必要な状況となっている【資料1・2】。

特に、近年、電気通信事業における規制のスキームが、事前規制から事後規制に大きく転換したことを踏まえれば、事後的に利用者料金等の適正性を判断するためのデータを提供することとなる会計制度はその役割や重要性が増しており、また電気通信事業の会計制度は、その創設以降、法令の見直しに伴う所要の見直しは行われてきたものの、市場環境の変化に対応した抜本的な見直しが行われてこなかったことを踏まえれば、新たな会計制度の在り方を検討する必要性が一層高まっている状況にあると考えられる。

以下、本章では、次章以降の検討に先立ち、電気通信事業会計と接続会計の概要、電気通信事業における環境変化と会計制度見直しの必要性、それらを踏まえた検討課題及び検討に際しての基本的な視点等を概観・整理することとする。

# 1. 電気通信事業における会計制度の概要

#### (1)電気通信事業会計

我が国の会計制度では、株式会社は、債権者保護の観点から、会社法に基づき計算書類等の作成が義務付けられ、上場会社等は、投資家保護の観点から、証券取引法に基づき財務諸表の作成が義務付けられている。

これに対して、電気通信事業会計は、利用者料金算定の適正化の観点から、電気通信事業固有の規制会計として設けられたものであるが、財務諸表等規則にいう「別記事業」には電気通信業が含まれており、電気通信事業会計規則で定める様式や作成方法等に従い、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成すれば、それが会社法に基

<sup>1</sup> 財務諸表等規則の別記に掲げる事業。電気通信業(第 11 号)のほか、電気事業やガス事業等が該当。

づく計算書類等の様式等にも適合することとされている。

このように制度会計の一翼を担う性格も有する電気通信事業会計は、すべての電気通信事業者に作成が義務付けられているものではなく、指定電気通信役務又は基礎的電気通信役務を提供する事業者、禁止行為等規定適用事業者<sup>2</sup>にのみ作成が義務付けられているものである(電気通信事業法第24条、第30条第5項)【資料3】。

これは、電気通信事業会計は、そもそも利用者料金に関する規制の存在を前提として、不当な内部相互補助を牽制・抑止することにより、競争阻害的な料金設定を防止し、もって料金の適正な算定に資する観点から作成が義務付けられるもの³であり、現在、利用者料金の規制が課されている電気通信役務は、指定電気通信役務と基礎的電気通信役務に限られていることを反映したものである⁴。

この結果、現在(06年度末時点)、電気通信事業会計の作成が義務付けられているのは、指定電気通信役務を提供する事業者2社(NTT東西)、基礎的電気通信役務を提供する事業者19社(NTT東西を含む。)、禁止行為等規定適用事業者11社(NTT東西とNTTドコモグループ9社)の計28社(重複を除く。)となっている【資料4】。

電気通信事業会計の作成が義務付けられた事業者は、財務諸表として、貸借対照表や損益計算書等のほか、様々な附属明細書を作成し、総務大臣に提出することが必要となる。提出書類の具体的な様式や作成方法は、電気通信事業会計規則で定められており、貸借対照表では電気通信事業固定資産、損益計算書では電気通信事業営業損益の営業費用について詳細な勘定科目が設けられるほか、電気通信事業営業費用明細表などの固有の附属明細書が定められるなど、会社計算規則等に規定される一般的な財務諸表の様式等と比較すると異なる点が見受けられる。

ただし、これにより、電気通信事業会計規則で定める貸借対照表や損益計算書等が、会社法等の規定の適用対象外となるものではなく、会社法等における計算書類等としての位置付けに何ら変わりはないことから、電気通信事業会計を作成する事業者は、電気通信事業会計の財務諸表について、会社法等に基づき、監査を受け、公告等をすることが基本的には必要となるものである【資料5】。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指す。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 禁止行為等規定適用事業者については、当該事業者による不当な内部相互補助を牽制・抑止する観点から、電気通信事業会計の作成が義務付けられている。

<sup>4 04</sup>年の電気通信事業法改正前は、第一種電気通信事業者に対して電気通信事業会計の作成が義務付けられていたが、これも第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務は料金規制の対象であったことを受けたものであった。

なお、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表については、当分の間、会社法上の附属明細書等と位置付けないこととされているため、会社法等の規定に基づく監査や公告等の対象外となるが、別途電気通信事業会計規則の規定に基づき、適正に作成されていることの会計監査人による証明書及び作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該書類を官報等において開示することが必要とされている(原始附則第2項及び第3項)。

#### (2)接続会計

接続会計は、会社法等に基づく制度会計とは直接関係のない、接続料算定の適正化の観点から設けられた電気通信事業固有の規制会計であり、ボトルネック設備に着目した接続ルール整備の一環として、97年の電気通信事業法改正により導入された。接続会計の作成・公表は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に義務付けられており(電気通信事業法第33条第13項)、これに該当するNTT東西が、98年4月に開始する会計年度以降、毎年接続会計を作成・公表してきたところである【資料3・6】。

接続会計では、電気通信事業会計の損益計算書や貸借対照表上の費用・資産をネットワークの設備構成等を考慮して設定した設備区分に複数の階梯を経て帰属させる処理を行うが、実績原価方式<sup>5</sup>の接続料原価は、網機能ごとに、これらの設備区分に帰属した費用等を用いて算定されることから、この意味において、接続会計は、接続料原価算定の基礎データを提供する機能を有しているものである【資料7】。

また、接続会計においては、第一種指定電気通信設備管理部門(以下「管理部門」という。)と第一種指定電気通信設備利用部門(以下「利用部門」という。)を会計単位として設定し、両部門間の内部相互補助を牽制・抑止することにより、接続料原価に算入すべきではない費用等が管理部門に帰属することがないようにモニタリングする機能を有しているものである。

これらの機能を充足する観点から、第一種指定電気通信設備接続会計規則(以下「接続会計規則」という。)において必要な様式が接続会計財務諸表として定められており、 具体的には、管理部門・利用部門ごとの収支を示した損益計算書、管理部門・利用部門 ごとの電気通信事業固定資産等を示した使用平均資本及び資本報酬計算書、設備区 分別費用明細表等が作成・公表すべき書類として定められている。

また、NTT東西は、接続会計財務諸表の作成に関する、より詳細な情報を提供する観

<sup>5</sup> 接続料原価の算定方式として、その他、将来原価方式、LRIC方式、キャリアズレート方式が存在する。

点から、接続会計財務諸表と併せて、会計単位、活動区分及び設備区分等の解説や資産、費用及び収益の設備区分等への詳細な帰属方法等について記載した接続会計処理手順書を作成・公表している。

# 2. 電気通信事業における環境変化と会計制度見直しの必要性

#### (1)ブロードバンド化·IP化の進展

我が国においては、固定電話の加入契約数が、99年3月末の6,285万加入をピークに毎年減少を続け、5,516万加入まで減少する一方、ブロードバンドサービス市場は、00年末頃からDSL市場を中心として拡大傾向にあり、ブロードバンド加入者は2,641万加入に達している(07年3月現在)【資料8】。

その内訳を見ると、DSLサービスは、ブロードバンドサービスに占める割合こそ約53%と依然高いものの、月間純増数は06年4月以降マイナスに転じている。他方、FTTHサービスは、DSLサービスとは対照的に月間純増数も順調な伸びを見せ、その割合も30%を超えている。また、IP電話も、FTTHサービスの伸張に伴い順調に拡大を続けており、07年3月末の利用番号数は1,433万加入に達し、04年3月時の約2.7倍に増加している状況にある[資料9]。

このように、ブロードバンド市場の進展により、我が国は世界で最も低廉・高速なブロードバンドサービス環境を享受することができる国となっている。これは、IP技術の進展に対応して、加入者回線のアンバンドル化をはじめとする競争ルールの整備が寄与した部分も大きいと考えられる。しかし、会計制度については、アンバンドル化等に連動した必要最小限の見直しは行われたものの、固定電話サービスを中心とした市場構造を前提に構築された枠組みは基本的に維持されており、多様化するブロードバンドサービスがそのウェイトを今後一層高めることが予想される中、その目的に照らし有効に機能するものとなっているかどうか検証が必要となってきている。

特に、ブロードバンド化による伝送ネットワークの高速大容量化とともに、伝送ネットワークのIP化も急速に進展する中、現在のネットワークは、PSTN系設備とIP系設備が並存している状況にある。このようなネットワーク構造の変化により、従来、同一のネットワーク(PSTN)内の設備間では妥当していた費用配賦基準も、PSTNとIP網という異なるネットワークの設備間では妥当性を失う可能性がある。費用配賦の妥当性は、基本料費用や接続料原価の妥当性を左右する重要な要素であり、IP化の進展に伴い顕在化する会計制度上の諸問題の一例であると考えられる。その意味で、ここで例示した点も含め、IP化の進展に対応した適切な会計制度の在り方全体について改めて検討することが必

要となってきている。

#### (2)水平的市場統合の進展

また、ブロードバンド化やIP化の進展により、従来は、音声・データ・映像といったサービスごとに構築されてきたネットワークが、すべてパケットとして統合されて流通する "Everything over IP"の時代が到来している。同様に、固定通信と移動通信の垣根も今後次第に失われ、固定電話サービスと移動電話サービスを共通端末で利用できるような FMC (Fixed Mobile Convergence)サービスなどが新たに登場することが想定される。

このようにサービス区分間の垣根が急速に失われて、従来サービスごとに構成されていた市場の統合(水平的市場統合)が進展する中では、従来のように、役務概念や固定/移動の差異によりサービス区分・市場区分を予め設定し、各区分に応じた規制を講じることにより公正競争を確保するという伝統的な手法が市場実態に適合しなくなることが予想される。

この点は、電気通信事業の会計制度においても、同様である。すなわち、電気通信事業会計や接続会計では、電気通信事業における費用等を帰属させる区分として役務区分や設備区分を設定しているが、これらの区分は音声・データ等の役務概念を用いて設定されており、水平的市場統合が進展し役務概念による区分の妥当性が失われつつある中で、その在り方を検討することが必要となってきている。

また、水平的市場統合が進展すると、FMCサービスなど、従来の市場区分にとらわれない境界領域的なサービスの提供が想定されるが、この場合、市場支配力を有する事業者が、当該市場における市場支配力を他の市場で濫用することが懸念される。この点、電気通信事業会計は、不当な内部相互補助の牽制・抑止による競争阻害的な料金設定の防止を図る機能を有していることにかんがみれば、水平的市場統合の進展に起因する市場支配力の濫用という新たな局面にも対応できるように、その在り方を検討することが必要となってきている。

#### (3)垂直的市場統合の進展

また、ブロードバンド化・IP化の進展により、従来の通信レイヤー (物理網レイヤー  $^{6}$ 及び通信サービスレイヤー $^{7}$ )の枠を超えて、プラットフォームレイヤー $^{8}$ やコンテンツ・アプリ

<sup>6</sup> 電気通信サービスを提供するための物理的設備で構成される機能

<sup>7</sup> コンテンツ・アプリケーションなどを媒介するための伝送サービスを提供するための機能

<sup>®</sup> 認証・課金、QoS(Quality of Service)管理、著作権処理など、コンテンツ・アプリケーションを通信サービスレイヤーで円滑に流通させるための機能

ケーションレイヤーに至る統合的なサービス提供を行う垂直統合型ビジネスモデルが登場してきている。

これまでの競争政策は、主として通信レイヤーにおける通信事業者間の公正競争の確保に力点を置いてきたが、垂直統合型ビジネスモデルにおいては、通信レイヤーにおける市場支配力が上位レイヤー等で濫用されることにより、それぞれのレイヤーの公正競争が阻害されることとなる可能性があることを踏まえて、規制の在り方を検討することが必要となってきている。

この点、通信事業者が構築を進める次世代ネットワークは、アクセス網とコア網で構築されるネットワーク基盤(転送機能)の上に、セッション制御、認証・セキュリティ、課金管理等を司るサービス付与機能を実装するものである。これは、通信レイヤーに該当する転送機能とプラットフォームレイヤーに該当するサービス付与機能を一体として運営する形態であることから、通信レイヤーの市場支配力が上位レイヤーであるプラットフォームレイヤーの公正競争を阻害することがないように担保する必要がある。

垂直的市場統合の進展に係る問題は、そもそも市場支配力のレバレッジ等により公正競争が阻害されるおそれにどのように対応するかというドミナント規制の在り方そのものに関する部分も大きいが、電気通信事業会計は、通信レイヤーを射程としつつも、他のレイヤーとの間の不当な内部相互補助の牽制・抑止により競争阻害的な料金設定を防止する機能が期待されるところであり、垂直的市場統合の進展に伴うレイヤー間の市場支配力の濫用についても、その防止を図る観点から当該会計制度を活用する方策を検討することが必要となってきている。

#### (4)電気通信事業における競争政策の展開

電気通信事業会計や接続会計の創設後も、電気通信事業における公正競争を確保する観点から、技術の進展や市場構造の変化等に応じて様々な競争政策が講じられてきたところである。その中には、電気通信事業会計や接続会計の在り方に影響を及ぼしたものも少なくない。

例えば、00年度から、NTT東西に内在する非効率性を排除して接続料算定することを目的として長期増分費用方式(LRIC方式)が導入された。LRIC方式による接続料は、接続会計で整理された費用や資産をその原価算定に直接使用しないことから、この点において、接続会計の有する原価算定機能は変質を余儀なくされた。

また、競争事業者のニーズに応え公正競争を確保する観点から、これまで網機能のアンバンドル化が進められてきたが、それによりアンバンドルされた網機能は接続会計創

設時に比べると3倍に増加する一方、設備区分の増加は4区分に過ぎなかったことから、 設備区分と網機能との関係が接続会計創設時に比べると不明確となっており、接続会 計の有する原価算定機能が十分に発揮されているかどうか改めて検証が必要な状況と なっている。

さらに、利用者料金に係る規制は、99年度から原則届出制、00年からプライスキャップ規制の運用開始、04年度から原則デタリフ化と推移してきたが、電気通信事業会計自体は、役務別明細表の名称変更や内容の組み替えなどの形式的な変更は行われたものの、実質的には役務区分に大きな変更が行われていない。電気通信事業会計の役務区分は、必ずしも利用者料金規制の変更と連動するものではないが、当該役務区分が利用者料金の適正化の観点から設けられていることにかんがみれば、これまでの利用者料金規制の変更に対応した適切な区分となっているかについて改めて検証が必要な状況となっている。

このように、料金政策や接続政策の変更は、電気通信事業会計や接続会計の機能に 影響を与えており、必要に応じた見直しが行われないと、両会計制度が設けられた目的 が十分に達成されないこととなるおそれがある。このため、競争政策の展開に対応した 適切な会計制度となっているかどうかについても改めて検証することが必要となってきて いる。

# 3.検討課題と検討に際しての基本的な視点等

#### (1)検討課題

上述の市場環境の変化等を踏まえ、電気通信事業会計・接続会計ともにその適正性・有効性を改めて検証することが必要となるが、その際、電気通信事業会計については利用者料金算定の適正化に資する観点、接続会計は接続料原価算定の適正化の観点から設けられている点にかんがみれば、主に以下の点について検討することが必要であると考えられる。

接続会計の設備区分は、実績原価方式による接続料原価算定の基礎データを提供する機能を有していることから、当該設備区分の適正性が確保されていないと、接続会計の原価算定機能が損なわれ、ひいては適正な接続料算定が担保できなくなるおそれがある。このように、接続会計の設備区分は、接続料原価算定の適正化の観点からその適正性を検証する必要性が大きいことから、第2章においてその在り方について検討する。

指定電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を用いて提供される、基本的には市場シェア50%超の独占的なサービスであるが、その料金算定の基礎となる指定電気通信役務損益明細表は、不当な内部相互補助による競争阻害的な料金設定を牽制・抑止する観点から設けられているものであり、他の電気通信事業会計の財務諸表に比べてその適正性を検証する必要性が高い。このため、第3章において、指定電気通信役務損益明細表の役務区分の在り方について検討する。

接続会計の設備区分や指定電気通信役務損益明細表の役務区分には、電気通信事業会計の損益計算書の費用等が複数の階梯を経て配賦・帰属しているものである。したがって、設備区分や役務区分が適正に設定されていても、費用等の配賦基準が適正でないと、設備区分等に適正な費用等が帰属していないこととなり、設備区分や役務区分の有する機能が損なわれる結果となる。このため、第4章において、費用等の配賦基準の適正性を検証するとともに、費用等の配賦プロセスの透明化についても併せて検討する。

また、接続会計の設備区分等が適正に設定され、かつ配賦基準等が適正であっても、 そもそも電気通信事業会計の損益計算書の費用等に適正化の余地がある場合、当 該費用等をベースとする接続会計は、その有する接続料原価の算定機能等を十分に 発揮できないことになる。このため、第5章及び第6章において、以下の二点をそれぞ れ検討する。

- a 現在、NTT東西は、電気通信事業会計・接続会計ともに減価償却費を法定耐用年数で算定しているが、法定耐用年数とNTT東西における使用実態とが乖離している設備があるとの指摘がある。減価償却費は、NTT東西ともに電気通信事業会計の営業費用の25%弱と大きな比重を占める費目であることから、第5章において、減価償却費の在り方を検討する。
- b また、NTT東西は、業務委託を通じて子会社等と一体的に業務を実施している実態にある。NTT東西の業務委託費は接続料原価の一部となるものであり、業務委託費に占めるNTT東西の子会社等の割合は大きいことから、第6章において、アウトソーシング子会社等との取引の透明化について検討する。

さらに、電気通信事業会計が利用者料金規制の存在を前提に利用者料金の適正な 算定に資する観点から設けられているように、会計制度は、それ自体で他の政策から 独立した固有の目的を有するものではない。すなわち、ある政策を実施している場合、 その政策の適正性・有効性を検証する手段として機能することが求められるものであ る。このため、第7章においては、既存の政策の適正性・有効性を検証する手段として の会計制度の有効活用について検討する。

#### (2)検討に際しての基本的視点

次章以下、(1)で記述した検討課題について個別に検討するが、その際、以下のような基本的視点で行うことが適当である。

#### 1)会計制度の機能・目的に照らした適正性・有効性の確保

電気通信事業会計と接続会計は、それぞれ主に利用者料金算定、接続料原価算定の適正化の観点から設けられたものであるが、両会計が有する機能・目的は、これらを取り巻く環境が変化しても、何ら変わりがあるものではない。このため、電気通信事業会計・接続会計が、IP化の進展等に伴うネットワーク構造や市場構造の変化等の新たな環境の中でも、その機能・目的に照らして十分な適正性や有効性が確保できるように、市場の実態に適合しない不適切な部分を抽出・検証し、所要の見直しを図るアプローチを採ることがまずは必要である。その際、必要な範囲内で、会計制度と密接に関連する料金政策や接続政策の在り方との関係についても、併せて検討することが必要である。

#### 2)会計制度の相互参照性・検証可能性の向上

料金政策や接続政策を中心とする競争政策は、様々な観点からその適正性・有効性を検証することが必要となる。その意味で、電気通信事業会計・接続会計はこれまでも一定の役割を果たしてきたが、元来異なる目的を有する別々の会計として構築されてきた経緯から、両会計を有機的に連携させた多角的な検討に必ずしも有効活用されてはこなかった。このため、電気通信事業会計と接続会計の相互参照性を高めるなど、競争政策の適正性・有効性を検証するために会計制度を積極的に活用する方向で検討することが必要である。

#### 3)会計制度間の整合性・連関性に対する留意

電気通信事業会計は、電気通信事業に固有の規制会計としての性格だけでなく、会社法や証券取引法等に基づく<u>制度会計の一翼を担う会計としての性格も併せ有している</u>ことから、接続会計と異なり、検討に際しては、<u>制度会計全体との整合性にも十</u>分留意することが必要である。

また、接続会計は、電気通信事業会計の損益計算書で整理された費用や貸借対照表で整理された資産の数値を用いて作成されるという意味において、両会計は全〈独立して存在しているわけではないため【資料10】、電気通信事業会計・接続会計の在

り方の検討に際しては、それぞれが他の会計に与える影響にも留意することが必要である。

#### (3)検討の時間軸

本研究会の検討は、基本的にPSTNを中心としたネットワーク構造・市場構造を前提に構築された会計制度について、ブロードバンド化・IP化の急速な進展等の環境変化に対応した適切な制度に見直すことを目的に行うものである。しかし、PSTNからIP網への移行は正に現在進行中であり、ネットワーク構造や市場構造が極めて動態的に変化している状況において、長期的な視野に立った検討を確度を持って行うことは困難な状況にある。

NTT中期経営戦略(05年11月)でも10年時点では、FTTH サービス加入者数を現在の固定電話加入数の約半分に当たる3,000万加入と見込んでいるように、PSTNとIP網の並存状況は当面の間継続するものと考えられる【資料11】。また、IP網への移行が完了する時期も現時点では明確ではなく、またそもそもIP網への移行が完了した後に生じる問題は、現行のPSTNを前提とした料金政策や接続政策の抜本的な見直しを踏まえて検討する必要がある。このため、本研究会では、まずはPSTNとIP網が並存している期間に生じる問題を中心として検討を行うこととするのが適当である。

# 第2章 接続会計の設備区分の在り方

### 1. 基本的な考え方

#### (1)接続会計の目的・機能

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該設備との接続に関する会計(接続会計)を整理し、これに基づき当該接続に関する収支の状況等を公表しなければならないこととされている(電気通信事業法第33条第13項)。この接続会計は、接続ルールの整備の一環として、97年の電気通信事業法の改正により導入され、98年4月に開始する会計年度から適用が開始されたものである。

それまでは、接続に関する会計制度が整備されていなかったため、NTTの接続料は、電気通信事業会計規則等の利用者料金の算定に係る基準を準用して算定するか、または利用者料金の額をそのまま接続料に適用するなどして設定していた。このことが、事業者間における対立を生じさせ、ひいては接続協議が難航、長期化する一因となったことから、接続会計制度の創設とこれに基づく接続料算定が緊急の課題となっていた。

接続会計は、このような状況を踏まえ、合理的で透明かつ公平・無差別な接続料算定の基礎の確立、事業者間接続とユーザ営業との間の費用配分の操作等を通じた内部相互補助の防止、及び独占的な不可欠設備運営の効率化を促す情報とインセンティブの提供を図ることを目的として導入されたものであり、以下の二つの機能を果たすことが求められるものである。

#### 原価算定機能

第一種指定電気通信設備をその階梯又は機能・目的に従って区分し、当該区分(設備区分)に第一種指定電気通信設備の管理運営に要した費用等を直課、又は合理的な基準に従い帰属させることにより、アンバンドルされた接続料の算定に必要な基礎データを提供する機能

#### 内部相互補助のモニタリング機能

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の会計を当該設備の管理運営に関する活動(当該活動を行う部門が管理部門)と当該設備を利用したサービス提供に関する活動(当該活動を行う部門が利用部門)に区分し、当該設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を擬制して両部門の損益状況を明らかにすることによって、内部相互補助をモニタリングする機能

#### (2)設備区分の現状と問題点

接続会計の設備区分は、接続会計規則の設備区分別費用明細表(別表第二様式第5)に管理部門と利用部門の別に規定されており、現在、管理部門で25区分、利用部門で5区分の合計30区分が存在している。

これらの設備区分は、上記接続会計が有する機能を踏まえ、また音声伝送役務、専用 役務、データ伝送役務といった役務ごとに伝送ネットワークが異なることを前提に、ネット ワークごとの設備構成に着目して、基本的には各ネットワークごとの独立した区分<sup>10</sup>とし て設けられたものである【資料12·13】。

しかし、接続会計導入後、網機能の追加やIP化の進展に伴うネットワーク構造・市場構造の変化など、接続会計を取り巻く環境は大きく変化してきている。このような環境変化の中で、現行の接続会計の設備区分には、ヒアリング等で示された競争事業者の意見等を踏まえると、以下のような問題があると考えられる。

接続会計の設備区分別費用は、実績原価方式の接続料を算定するために整理されるものだが、実際の接続料算定に用いられている網使用料算定根拠(NTT東西の接続料認可の申請資料)では接続会計と一部異なる設備区分を用いており、両者の設備区分の乖離が接続料算定プロセスを複雑かつ不透明なものとしていること

接続会計導入後、網機能が3倍に増加したのに対して、設備区分は4区分増加したに過ぎず、接続会計導入時に比べて設備区分と網機能の対応関係が複雑化・不明確化しているため、接続会計の原価算定機能を高める観点から設備区分と網機能との関係を明確化することが求められていること

接続会計導入時は、設備区分として設けることに一定の合理性はあったものの、その後のネットワーク構造の変化等により、帰属させる費用が存在しない区分が生じるなど、接続会計がその機能を果たす上で、必ずしも必要ではないと考えられる区分が生じてきたこと

設備区分は、これまでは役務ごとに伝送ネットワークが異なることを前提に、役務概念等を加味しつつも基本的に伝送ネットワークごとに設けられてきたが、IP化の進展に

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 接続会計報告書上は、NTT東西が自主的に設定する区分を合わせ、管理部門で31区分、利用部門で6 区分の合計37区分が存在。

<sup>10</sup> 設備区分のうち、「端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)」、「端末系伝送路(光信号の伝送に係る もの)」、「主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)」、「主配線盤(光信号の伝送に係るもの)」及び「端末系 交換設備~中継系交換設備」については、音声伝送役務やデータ伝送役務等の複数の役務で共用してい る。

伴うネットワーク構造や市場構造の変化、特に07年度下期から予定されているNTT 東西の次世代ネットワークの商用開始を見据えると、IP化に対応した設備区分として その適正性・有効性を検証する必要が生じてきたこと

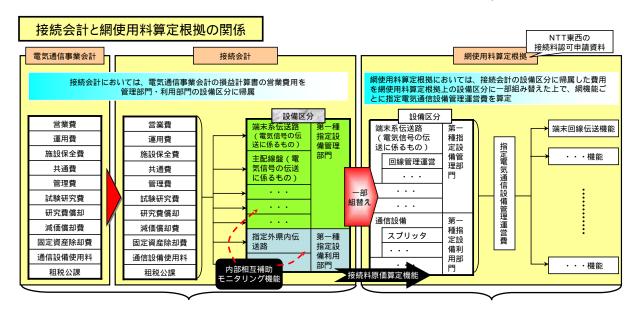
上記の問題点について、以下個別に検討していくが、接続会計を取り巻く環境が変化をしても、接続会計の有する原価算定機能及び内部相互補助のモニタリング機能に何ら変わりはないことから、接続会計がその有する目的・機能を果たす上であるべき姿を念頭に置いて検討することが適当である。

#### 2.網使用料算定根拠の設備区分との一致

実績原価方式の接続料算定は、<u>接続会計において</u>電気通信事業会計の損益計算書上の費用や貸借対照表上の<u>資産を設備区分ごとに帰属させるプロセスと</u>、網使用料算定根拠において接続会計の設備区分別費用等を網機能ごとに集約・算定するプロセスの二つに大別される。

このように、実績原価方式の接続料算定のプロセスは、接続会計と網使用料算定根拠が相まって明らかになるため、両者の間を継ぎ目無くつなげられることが必要であり、接続会計がその有する原価算定機能を発揮するためには、網使用料算定根拠では、接続会計の設備区分をそのまま踏襲した上で、当該設備区分別に帰属した費用等を網機能ごとに集約・算定するプロセスを開示することが適当である。

しかしながら、現在の網使用料算定根拠が網機能ごとの網使用料を算定する際の出発点とする設備区分は接続会計の設備区分と乖離している「資料14」。すなわち、網使用料算定根拠では、接続会計の設備区分の一部を組み替えた上で、組み換え後の設備区分別の費用等をもとに網機能ごとの網使用料を算定していることから、接続会計との間で連続して接続料算定プロセスを検証することができない状況となっている。



接続会計と網使用料算定根拠の間で設備区分に乖離が生じているのは、網使用料算定根拠において、 接続会計導入時点で接続料算定に必要な区分の細分化や統合を行ったこと、 接続会計導入後、接続形態の多様化に伴い追加された網使用料の算定に必要な設備区分を追加等したこと、を理由とするものである。

ヒアリング等において、網使用料算定根拠における接続会計の設備区分の組み替えは、 どのような配賦基準を用いどのような配賦プロセスを経ているか不明であり、接続料算定 プロセスを不透明なものとしていることから、接続会計と網使用料算定根拠の設備区分は 一致させるべきとの意見が多数の事業者から示された。これに対し、NTT東西からも、接 続料算定の実態を踏まえて接続会計と網使用料算定根拠の設備区分を一致させるので あれば、特段の問題はないとの意見が示された。

この点について、接続会計と網使用料算定根拠の間の乖離は、これを維持する必要は 見出せず、むしろ接続会計の原価算定機能を損ない、接続料原価の算定プロセスを不透 明なものとしている点で問題がある。このため、接続会計と網使用料算定根拠の間の設備 区分の乖離は、これを解消する方向で見直すことが適当である。

その際、実際の接続料原価の算定が網使用料算定根拠の設備区分に基づき行われていることにかんがみれば、接続会計の設備区分を網使用料算定根拠の設備区分と一致する方向で見直すことが適当である。ただし、網使用料算定根拠の設備区分そのものと一致させることが適当か否かは、後述する「3.網機能による設備区分の整理」や「4.設備区分の廃止・統合」の検討の中で併せ検討することが適当である。

# 3.網機能による設備区分の整理

現行の設備区分は、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務といった役務ごとに伝送ネットワークが異なることを前提として、各ネットワークの設備構成に着目して、基本的にはネットワークごとの独立した区分として設けられたものである。

設備区分のうち、「端末系交換設備」や「中継系交換設備」については役務概念(音声/データ)、「端末系伝送路」や「主配線盤」については電気信号/光信号の別で細分化されているが、これらも細分化された区分に該当する設備自体は別々のもの(例:交換機・ルータ)であり、同様の機能を提供している別々の設備を役務概念等で区分して表現しているに過ぎない。

このように、これまでの接続会計は設備に着目して設備区分を設けるにとどまり、網機能と設備区分との関係は網使用料算定根拠による開示にすべて委ねる状況となっていた。

しかし、接続会計の導入当時と比べると、設備区分(管理部門)が21区分から25区分と4区分しか増加していないのに対して、網機能は11機能から33機能に3倍も増加しており、制度創設時に比べると設備区分と網機能との対応関係が不明確な状況となっている【資料15~17】。この点については、競争事業者から、接続会計の設備区分が接続料算定の単位である網機能で整理されておらず、接続料算定の適正性の検証が困難との意見がヒアリング等で示されているところである。

接続会計の原価算定機能を高める観点からは、設備区分と網機能との関係が明確であることが必要である。このため、これまでのように設備区分と網機能との関係をすべて網使用料算定根拠による開示に委ねるのは適当ではなく、設備区分との関係が不明確となっている網機能については、その明確化を図る観点から、接続会計において当該網機能に係る設備区分を整理することが適当である。これは、今後、IP化の進展に伴い、一の設備で複数の機能が提供されることが一般的になり、設備にのみ着目して設備区分を設定したのでは、接続会計の有する原価算定機能が十分に発揮されなくなると見込まれることによるものであり、IP化の進展を見据えた見直しの方向性としては適当と考えられる。

具体的には、接続会計の設備区分が、網機能ごとの網使用料を算定する際の基礎データを提供する機能を有していることにかんがみれば、一の設備区分に帰属する費用等が一の機能の網使用料算定と対応するように設定されていることが適当である。このため、現在、複数の網機能の網使用料算定に用いられている設備区分は、網機能ごとの区分となるように見直すことが適当である。その際、網機能による区分の整理は、会計の継続性・安定性の観点からその目的に照らし必要十分な単位に留めることが必要であることから、接続料規則に規定する機能の区分単位で行うこととすることが適当である。

この考え方に基づけば、例えば、光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ)は、実績原価方式で接続料を算定する網機能のうち、最多の12の設備区分から接続料原価を算定しており網機能と設備区分との関係が複雑化している典型例であること、また各設備区分は、他の網機能の接続料算定にも用いられており網機能ごとの区分となっていないことから、接続会計上、光信号中継伝送機能に係る設備区分を新たに設けることが適当である。

この点、競争事業者からは、接続約款では、接続料規則に規定する機能区分を更に細分化した区分(機能細区分)単位で料金額が設定されており、この機能細区分単位で設備区分を整理すべきとの意見がヒアリング等で示された。しかし、基本的に、接続会計では設備に着目して設備区分を設け、網使用料算定根拠では設備区分から機能細区分への費用等の集約・算定を行うべきであること、また機能細区分は、接続形態の多様化に伴い随時追加等されるため、会計の継続性・安定性の観点で問題があることから、機能細区分により設備区分を整理することは適当ではない。

ただし、競争事業者からは、網使用料算定根拠による開示では、設備区分から網機能への集約・算定プロセスが容易に検証できないとの意見がヒアリング等で示されたところであり、実際に網使用料算定根拠は分量も多く検証には多数の箇所を参照する必要があることから、他者により容易に検証可能であるとは言い難い面があるのも事実である。接続料の算定プロセスは、接続会計と網使用料算定根拠の両者が相まって明らかにされるものであり、その意味で網使用料算定根拠の担う役割は重要であることから、NTT東西においては、網使用料算定根拠における開示について、検証の容易性に一層配慮する方向で見直すことが求められる。

なお、網使用料算定根拠には、既に網機能による設備区分が複数存在する。この中には、加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSM-I)や加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)に係る設備区分が存在しているが、これらは機能細区分単位の設備区分であることから、上述のように会計の継続性・安定性の観点を考慮すれば、接続会計の設備区分に追加することは適当ではない。

#### 4.設備区分の廃止・統合

接続料算定プロセスの明確化を図る観点からは、不要な設備区分は廃止又は統合することが望ましい。<u>NTT東西から</u>は、接続会計導入後のネットワーク階梯の簡素化等を踏まえて、以下のように<u>設備区分を廃止又は統合すべきとの意見がヒアリング等で示された</u>ところである。

「中継系交換設備~相互接続点伝送路(分離型関門交換機)」と「PHS接続装置」の廃止 「端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)」と「総合デジタル 網加入者モジュール」の統合

「端末系交換設備間伝送路」、「群タンデム交換設備~端末系交換設備伝送路」、「端末系交換設備~中継系交換設備伝送路」と「端末系交換設備~中継系交換設備伝送路 (斜回線)」の統合

利用部門の設備区分の統合

上記意見は、設備区分に帰属する費用が存在しない区分は廃止すること(上記 関係)、接続料算定に有意に機能していない設備区分は統合すること(上記 ~ 関係)、という 二つのポイントに集約することができる。

設備区分に帰属する費用が存在しない設備区分や接続料算定に有意に機能していない 設備区分を廃止・統合することは、接続料算定プロセスの簡素化・透明化を図る観点で望 ましい。しかし、競争事業者等の意見を踏まえれば、接続料算定に有意に機能しているか どうかは、<u>当該設備区分が実績原価方式の接続料算定に用いられるかどうかだけでなく、</u> 将来原価方式やLRIC方式の接続料算定に関係するかどうかも併せ考慮することが必要 である【資料18】。また、設備区分は、NTT東西の実際のネットワーク構成を踏まえ、主要 な設備が把握できるように設定されたという側面もあることから、実際のネットワークを構 成する主要な設備については、接続料算定に有意に機能していないことをもって直ちに他 の設備区分と統合することは適当ではない。

上記考え方に基づけば、まず については、当該設備区分に帰属する費用は存在しないし、また実績原価方式以外の接続料算定とは関係のない区分であることから、廃止することに問題はないと考えられる。

次に、・ については、それぞれ実績原価方式の接続料算定に有意に機能する区分ではないこと、また接続会計導入時におけるネットワークの設備構成に照らして設けられた区分であるが、その後ネットワークの階梯を簡素化したため独立した区分として設ける意義が薄れてきたことから、基本的に統合することに問題はないと考えられる。ただし、 に関しては、「端末系交換設備~中継系交換設備伝送路」のうち音声伝送に係るものは、LRIC方式の接続料算定との関係で有意な設備区分であることから、他の設備区分と統合することは適当ではない。

については、接続料原価算定に直接用いるデータの提供という観点からは、利用部門の設備区分を細分化する必要はない。しかしながら、利用部門の収支に計上される「サービス活動」は、販売活動等の設備管理運営費以外の費用が集計される唯一の区分であるため、その経年変化等を検証することは、設備管理運営費、ひいては接続料原価の多角的な検証に資するものである。このような点等を踏まえれば、利用部門の設備区分を一に統合することは適当ではない。

上記2~4に基づく設備区分の見直しは、07年度中に関係省令を改正し、08年4月に開始する会計年度から、見直し後の設備区分により接続会計を整理することが適当である。なお、設備区分の廃止・統合に関して、NTT東西が主張する設備区分以外にも廃止・統合すべき区分があれば、上記考え方に基づき、廃止・統合をすることが適当である。

# 5.IP化に対応した設備区分の在り方

現行の設備区分は、前述のように、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務といった 役務ごとに伝送ネットワークが異なることを前提として、ネットワークごとの設備構成に着目 して独立した区分が設けられてきた。 設備区分のうち、「端末系交換設備」や「中継系交換設備」については、音声・データといった役務概念で区分が細分化されているが、これは、PSTN(交換機)では主に音声伝送 役務を提供し、データ網(ルータ)では主にデータ伝送役務を提供していることから、設備区 分を細分化するために役務概念を用いることには一定の合理性があったためである。

しかし、IP網では、データ伝送役務に限られず音声伝送役務(例えばIP電話)が提供されるように、役務概念に縛られずに様々なサービスが多様な形態で提供されることが一般的となる。このため、ネットワークと役務概念が1対1対応していた時代に妥当した役務概念で引き続き設備区分を設けることが妥当性を失う可能性がある<sup>11</sup>。

この点、IP網では、IP 一の設備で複数のサービス・機能が提供されることが一般的になることから、設備にのみ着目するとこれまでよりも設備区分の数は減少する一方、設備区分と網機能との関係は複雑化することが考えられる。このため、設備区分から網機能への費用配賦の適正性が一層重要性を増すとともに、設備区分の設定に当たって、設備だけでなく網機能に着目する必要性がこれまで以上に高まると考えられる。その際、IP QoS (Quality of Service) の確保がIP 網で提供される特徴的な機能の一つになることにかんがみれば、IP QoS の確保に着目して設備区分を設けることも検討に値する。

また、<u>07年度下期から商用開始が予定されているNTT東西の次世代ネットワークは</u>、レガシー網では一体性のあったネットワークが、<u>アクセス網/コア網/サービス付与機能に分離</u>し、それぞれのインターフェイスのオープン化を求められることから、<u>仮に次世代ネットワークが第一種指定電気通信設備に指定される場合には、このような機能分離に対応した設備区分の在り方についても検討する必要があると考えられる【資料19】。</u>

その際、このような機能分離を踏まえ、<u>次世代ネットワークに係る網機能が設定されれば</u>、 当該網機能に係る接続料算定プロセスの透明化を図る観点で、<u>接続会計上も、他のネット</u> ワークに係る設備区分とは独立した、次世代ネットワークに係る網機能に固有の設備区分 を設けることが必要になると考えられる。

いずれにしても、NTT東西の次世代ネットワークについては、そのネットワーク構成の詳細が現時点で明らかではない状況にある。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールについては、07年度下半期に商用開始であることにかんがみ、可及的速やかに検討を開始することが適当とされている(情報通信審議会答申(07年3月))ことから、具体的な設備区分の在り方については、その検討の中で改めて検討することが適当12である。

<sup>11</sup> 例えば、一のルータで音声伝送役務やデータ伝送役務が提供される場合、音声伝送役務かデータ伝送役務のいずれかにその用途を区分することが必要な現行の設備区分では対応できないこととなる。

<sup>12</sup> 総務省は、07 年9月 21 日から同年 10 月 19 日まで「次世代ネットワークの接続ルールの在り方に関する 提案募集」を実施中。

# 第3章 電気通信事業会計の役務区分等の在り方

# 1. 基本的な考え方

#### (1)指定電気通信役務損益明細表の目的・機能

電気通信事業の利用者料金規制は、各事業者の自発的な創意工夫や効率化を促すとともに、事業者間の競争により得られる利益を消費者に速やかに還元する観点から、数次の規制緩和が行われ、99年度から原則届出制に移行し、04年度から原則デタリフ化された。これに伴い、利用者料金算定の適正化の観点から設けられる電気通信事業会計についても、原則整理が不要となった。

しかし、すべての電気通信役務に対する料金規制が廃止されたわけではなく、指定電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を用いて提供されるサービスであって、これに代替するサービスが他事業者によって十分に提供されていないサービス(基本的に市場シェア50%超の独占的なサービス)であり、適正な料金等に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護することが特に必要な役務であるため、その料金は届出制が維持されている(電気通信事業法第20条)【資料20】。

これを受けて、指定電気通信役務の料金の適正な算定に資するため、当該役務を提供する電気通信事業者には、電気通信事業会計の整理が義務付けられており(電気通信事業法第24条)、具体的な会計書類として、貸借対照表や損益計算書のほか、指定電気通信役務損益明細表の作成が義務付けられている(電気通信事業会計規則第5条)。

現行の指定電気通信役務損益明細表は、03年の電気通信事業法の改正により指定電気通信役務制度が導入されたことに伴い、04年4月に開始する会計年度から適用が開始されたものであり、役務区分ごとに営業収益、営業費用と営業利益を開示させることによって、役務区分間の不当な内部相互補助を牽制・抑止し、もって競争阻害的な料金設定が行われないようにすることもその目的とするものである【資料21】。

#### (2)役務区分の現状と問題点

指定電気通信役務損益明細表の様式は、電気通信事業会計規則(別表第二様式第14)に規定されており、現在設定されている役務区分は、「特定電気通信役務」、「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」、「指定電気通信役務以外の電気通信役務」の3つに大別される。

これらの役務区分は、PSTN を中心とするネットワークを前提として、特にプライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務について、音声伝送役務や専用役務といった役務概念を用いて詳細な区分を設けているが、IP化の進展に伴うネットワーク構造や市場構造の変化等により、指定電気通信役務損益明細表を取り巻〈環境は大き〈変化してきており、現行の役務区分は、競争事業者の意見等を踏まえると、以下のような問題があると考えられる【資料22】。

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化を受けて、IP網で提供されるサービスの 比重が増加している中で、不当な内部相互補助を牽制・抑止し適正な料金算定に資 する観点から、現行の以下の役務区分が適切かどうか検証する必要があること

- a プライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務に係る役務区分
- b 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分
- c 指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る役務区分

複数のサービスをバンドルして提供するサービスや広告収入など通信サービス以外の収入によりサービス提供を行う形態が出現するなど、料金とコストの関係が複雑化している中で、適切な役務区分の在り方を検討する必要があること

07年度下期からNTT東西の次世代ネットワークの商用開始が予定されるなど本格的なIP時代を迎える中、今後水平的市場統合や垂直的市場統合が一層進展し、役務概念が妥当性を失うことが想定されるとともに、市場支配力を有する事業者が当該市場支配力を他市場において濫用することが懸念される。このような中で、IP化の進展に対応した役務区分の在り方を検討する必要があること

上記の問題点について、以下個別に検討していくが、指定電気通信役務損益明細表を取り巻く環境が変化しても、その目的・機能に何ら変わりはないことから、指定電気通信役務損益明細表がその有する目的・機能を果たす上であるべき姿を念頭に置いて、役務区分の在り方を検討することが適当である。

#### (3)不当な内部相互補助

指定電気通信役務損益明細表は、役務区分間の不当な内部相互補助を牽制・抑止することによって競争阻害的な料金設定が行われないようにするためのものである。競争事業者からは、不当な内部相互補助をチェックするためには、現在の役務区分では不十分であり、更に細分化しサービス別区分を設けるべきとの意見がヒアリング等で多数示されたが、この意見の適否を判断するためには、そもそも役務区分として捉えて不当な内部相互補助を牽制・抑止する単位・内容としては何が適当かについて明らかにすることが必要となる。

この点については、指定電気通信役務損益明細表が、利用者料金算定の適正化の観点から設けられていることにかんがみれば、利用者料金規制の単位を基本とするのが適当である。すなわち、指定電気通信役務制度は、市場単位でシェア等を勘案した上で利用者料金に係る規制適用の要否を判断していることから、指定電気通信役務損益明細表の役務区分の設定に当たっても、市場単位を基本とすることが適当である【資料23】。

この際、現在、総務省では、電気通信市場を画定するとともに、各市場における競争状況を評価することを目的として競争評価を実施しており、既に第一期(03~05年度)の分析を終了し、市場画定の手法等が段階的に確立しつつある。これを踏まえ、指定電気通信役務損益明細表についても、この競争評価における市場画定を参考に役務区分の適切性を検討することが適当である【資料24】。

ただし、指定電気通信役務損益明細表と競争評価はその目的が異なることから、役務区分の設定に当たっては、競争評価上の「画定市場」だけでなく「部分市場13」等を柔軟に考慮することが必要である。また、競争評価で参考とするのは、あくまでも市場の「区分」であって、当該市場の「評価」ではないことから、例えば、市場支配力を単独で行使する可能性は低いとの競争評価上の評価があっても、それが利用者料金規制や電気通信事業会計の作成が不要となることを意味するものでないことには留意が必要である。

次に、不当な内部相互補助を牽制・抑止すべき対象の内容は、独占的な市場から競争的な市場への利益の移転だけではなく、独占的な市場から他の独占的な市場への利益の移転も含まれるかどうかが問題となる。この点については、独占的な地位の維持・強化を目的として他の独占的な市場からの利益を不当に流用することは、このような独占的な分野を持たない他の競争事業者との間のイコールフッティング上問題がある。このため、独占的な市場から他の独占的な市場への利益の移転も不当な内部相互補助の牽制・抑止の対象となると考えるのが適当である。

具体的には、指定電気通信役務は市場シェアが50%超のサービスであることから、これらの属する「特定電気通信役務」に係る役務区分と「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」に係る役務区分は、独占的な市場のサービスが属する区分と捉える一方、「指定電気通信役務以外の電気通信役務」に係る役務区分は、競争的な市場のサービスが属する区分と捉えた上で、それぞれについて不当な内部相互補助を牽制・抑止する観点から、適切な区分となっているかどうかを検討するアプローチが適当である。

21

<sup>13</sup> サービス市場を画定し、そのうち一定の独立性・個別性が認められるサービスを部分的な市場として画定する手法は、「部分市場」の画定といわれるが、この手法は米国等の諸外国でも採用されており、競争評価でも必要に応じて採用している。

この際、一の役務区分の中に、異なる市場に属するサービスが複数混在していても、すべての市場に関して役務区分を個別に設けて収支をチェックするのは徒に会計書類の作成に係るコストを増大させるため適当ではない。その意味で、新たに役務区分を追加する市場は、不当な内部相互補助の牽制・抑止の必要性が高いものに限定すべきである。このため、例えば、拡大傾向にある市場に限定して役務区分を設けることが適当である。

# 2.特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方

#### (1)特定電気通信役務に係る役務区分

「特定電気通信役務に係る役務区分」は、プライスキャップ規制の対象である役務について、主に料金算定の適正化に資する観点から設けられているものであり、「音声伝送役務」に係る役務区分と「専用役務」に係る役務区分に大別される。

「音声伝送役務」に係る役務区分については、「基本料」、「市内通信」、「市外通信」、「公衆電話」、「その他」に細分化され、「専用役務」に係る役務区分については、「一般専用」、「高速デジタル伝送」、「その他」に区分された上で、前二者についてはそれぞれ更に「市内専用」、「市外専用」に細分化される。

「特定電気通信役務」に係る役務区分については、ヒアリング等において、競争事業者からは更に詳細な検証が可能となるように区分を細分化すべきとの意見が示された一方、NTT東西からは現行の区分はその目的に照らしても細分化されすぎているとの意見が示された。

「特定電気通信役務」に係る役務区分の検討に当たっては、不当な内部相互補助を牽制・抑止するために適切な区分となっているか否かが検討の基本的視点となるが、特定電気通信役務はプライスキャップ規制の対象であり、その役務区分の在り方は、当該規制と密接に関連することから、プライスキャップ規制の料金バスケットとの関係も併せ考慮することが必要となる。

プライスキャップ規制では、音声バスケット、加入者回線サブバスケット、専用バスケットの3つのバスケットを設け、当該バスケットごとに一定期間中の料金水準の上限を定め、その範囲内であれば個々の料金は届出のみで自由に設定可能としている。この料金規制上のバスケットと役務区分を比較すると、現在5つに細分化されている「音声伝送役務」に係る役務区分は2のバスケット(音声バスケット、加入者回線サブバスケット)に対応し、現在5つに細分化されている「専用役務」に係る役務区分は一のバスケット(専用

バスケット) に対応する状況にある【資料25・26】。

このように、プライスキャップ規制の料金バスケットは、「特定電気通信役務」に係る役務区分に比べると簡素な区分となっているが、このことは、「特定電気通信役務」に係る役務区分を料金バスケットの区分に一致するように直ちに見直す必要性を示唆するものではない。すなわち、この料金バスケットは、設定された料金水準の範囲内で個々のサービスの料金を届出により自由に変更できることを意味するものに過ぎず、このバスケット内に複数の役務区分を設定し、その役務区分間の不当な内部相互補助を牽制・抑止することを排除するものではないからである。

以上を踏まえると、音声伝送役務は、依然として利用者にとって最も身近な基本的な通信サービスでありその重要性が大きいこと、また競争評価の市場画定を参考にすれば、基本料、中継電話、公衆電話に区分できることから、音声伝送役務に係る役務区分は、「基本料」、「中継電話(仮称)」(「市内通信」と「市外通信」を統合)、「公衆電話」、「その他」といった区分に簡素化することが適当である。

また、専用役務については、現在、詳細な役務区分が設けられているが、広域イーサネットやIP-VPNなどのIP系サービスへの移行が進んでおり、利用者に与える影響は低下しつつあること<sup>14</sup>、またそれを踏まえ、競争評価上の市場区分も一の区分となっていることから、専用役務に係る役務区分も一の区分に統合することが適当である。

#### (2)特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分

特定電気通信役務以外の指定電気通信役務(以下「特定役務以外の指定役務」といいう。)に係る役務区分は、現在、Bフレッツ、フレッツISDN及びオフトーク通信の3サービスに係る収支が合算計上されている状況にある。

この点について、競争事業者からは、サービス間の内部相互補助の実態が明らかでないことから、特にIP系のサービスについて、サービス別に区分を設けるべきとの意見がヒアリング等で多数示されたところである。

「特定役務以外の指定役務」は、市場シェアが50%を超える独占的なサービスであり、 プライスキャップ規制の対象ではないものの、適正な料金等に基づく提供を保障すること が必要なサービスであるため、保障契約約款15の届出が義務付けられている。

<sup>14</sup> 法人向けネットワークサービス(幹線系)について、03年度と06年度の利用率(アンケート調査)を比較すると、専用サービスは、19.4%から5.4%に低下する一方、広域イーサネットは、12.5%から25.5%、インターネットVPNは9.5%から19.8%に上昇している(出典:総務省資料)。

<sup>15</sup> 指定電気通信役務を提供する事業者は、提供の相手方と別段の合意がある場合を除き、総務省に届け

このため、「特定電気通信役務」に係る役務区分に属する市場又は「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分に属する他の市場から、不当な内部相互補助が行われることを牽制・抑止するために、必要な市場については役務区分を設けてその収支をチェックできるようにすることが必要である。

この点、Bフレッツは、市場が拡大傾向にあり、競争事業者からも、不当な内部相互補助を牽制・抑止する観点から、役務区分を設けることが特に求められている市場であることにかんがみれば、「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分に、新たにBフレッツに係る区分を設け、例えば「FTTH」と「その他」の二つに区分するといった見直しを行うことが適当である。

#### (3)指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る役務区分

指定電気通信役務以外の電気通信役務(以下「指定役務以外の役務」という。)に係る 役務区分は、料金規制の対象外のサービスに係る収支が合算計上されており、PSTN・ IP網の区分や音声・専用・データの区分を問わず、様々なサービスが混在した状況となっている。

この点について、競争事業者からは、「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分と同様に、特にIP系サービスについて、サービス別区分を設けるべきとの意見がヒアリング等で示されたところである。

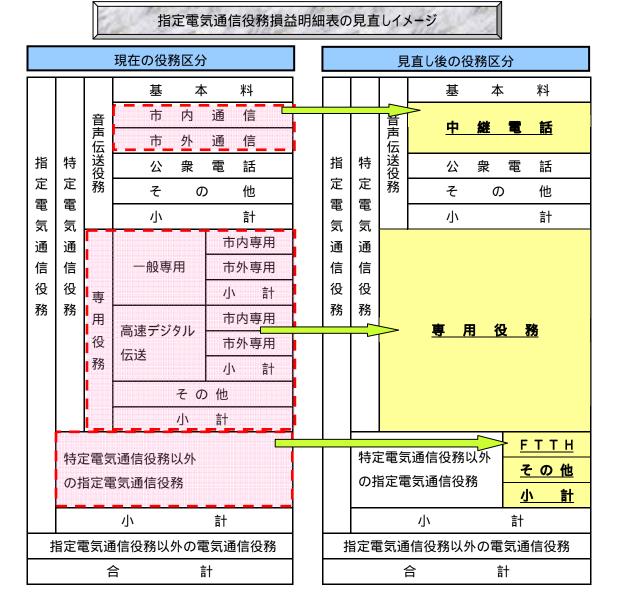
しかしながら、「特定役務以外の指定役務」は、料金規制の対象である独占的なサービスであるのに対して、「指定役務以外の役務」は、料金規制の対象外である競争的なサービスである点が大き〈異なる。

「指定役務以外の役務」については、一のサービスに損失が生じていても、「指定役務以外の役務」に係る役務区分全体に利益が生じている場合は、当該一のサービスの損失は、競争的なサービスである他の「指定役務以外の役務」の利益により補てんされていると考えることができることから、独占的な市場からの内部相互補助を直ちに認定することはできない。

したがって、「指定役務以外の役務」に係る役務区分に利益が生じている場合は、直ちに不当な内部相互補助が存在すると認定することはできないとしても、当該区分全体に損失が生じている場合は、独占的な市場である「特定電気通信役務」等の役務区分から不当な内部相互補助を受けている可能性があるため、その際に必要なサービスの収支

出た保障契約約款に定めた条件により役務を提供しなければならない。

をチェックすることとするのが適当である。ただし、その際も、すべてのサービスの収支を チェックするのではなく、ひかり電話など、拡大傾向にあり競争が活発に行われている市 場のサービスに限定して行うことが適当である。



上記(1)・(2)に基づ〈役務区分の見直しは、07年度中に関係省令を改正し、(1)については、08年4月に開始する会計年度から、(2)については、09年4月に開始する会計年度から、見直し後の役務区分により指定電気通信役務損益明細表を整理することが必要である。(2)については、(1)よりも適用開始時期が遅れることとなるが、これは、(2)は区分の新設であるため、(1)の区分の統合と異なり、当該区分に費用を帰属させるための配賦基準を新たに作成する必要があること、また接続会計と異なり、指定電気通信役務損益明細表では、今回の見直しで、詳細な配賦プロセスを新たに作成することが必要となること(第4章参照)から、当該区分に費用を適正に帰属させるために必要な措置を講じるための一定の準備期間が必要となるからである。

# 3. 多様な料金形態への対応

近年、IP化の進展に伴い、複数のサービスをバンドルして提供するサービスが出現しており【資料27・28】、今後、次世代ネットワーク上では、固定電話サービスと移動電話サービスをバンドルするFMCサービスの提供も予定される。また、サービスの提供費用を通信サービスに係る料金収入だけでな〈広告収入などの料金収入以外の収入で回収するビジネスモデルも想定されるなど、収入と費用の関係は今後複雑化することが予想され、新たなサービスの提供形態を視野に入れた収入・費用の適切な把握方法を整理することが必要となってきている。

#### (1)電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

現在バンドル型料金に対する料金規制については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(01年11月策定。最近では06年5月改定)において、以下の点が規定されている【資料29】。

基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務の料金とこれら以外の役務の料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令(電気通信事業法第19条第2項及び第20条第3項)が発動されること

電気通信役務と電気通信役務以外の役務の料金を区別せずに設定することにより、 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすときは、業務改善命令(電気 通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで)が発動されること

「指定役務以外の役務」間のバンドルサービスについては、現在指針上の記述は存在しないが、「指定役務以外の役務」は料金規制が存在しない競争的なサービスであることにかんがみれば、特段の問題はないと考えられる。

また、指定電気通信役務間のバンドルサービスについても指針上の記述は存在しない。しかし、指定電気通信役務は、料金規制が課される基本的には市場シェア50%超の独占的なサービスであり、今後、指定電気通信役務間のバンドルサービスの提供を想定すると、個々の役務ごとの料金が不分明である場合、適正な料金設定がなされているかどうかを判断できないこととなる。このため、07年度中に指針を改正し、指定電気通信役務間のバンドルサービスについても、料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令が発動できることを明確化することが必要である。

#### (2)バンドルサービスに係る役務区分

指定電気通信役務とそれ以外の役務をバンドルする場合、現在の指定電気通信役務 損益明細表では、バンドルサービスごとにそれぞれが該当する役務区分に分散計上さ れることとなるが、そのサービスが属する市場に係る適当な役務区分が存在しない場合、 バンドルサービスごとの役務区分単位の収支は明らかでないこととなる。

この場合、指定電気通信役務と指定役務以外の役務のバンドルサービスについて、その収益・費用が各サービス間に適切に配賦されないと、例えば、本来、指定役務以外の役務に帰属すべき費用が指定電気通信役務の費用に帰属することとなるなど、指定電気通信役務から指定役務以外の役務への不当な内部相互補助が発生するおそれがある。特に、これからバンドルサービスが多数出現し事業者間で競争が活発化していくことを考えると、事業者間の公正な競争を確保する観点から、バンドルされるサービス間の不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要がある。

ただし、指定電気通信役務と指定役務以外の役務のバンドルサービスについて、すべて収支を明らかにさせることは、事業者における創意工夫を生かした事業展開の意欲を阻害するとともに、会計処理の変更に係る負担等を徒に増加させるおそれがあることから、不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要性が高いバンドルサービスに限定して収支の開示を求めることが適当である。

具体的には、ともに市場が拡大傾向にある指定電気通信役務と指定役務以外の役務をバンドルする場合などであって、不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要性が一層高まると考えられるときには、指定電気通信役務損益明細表に、バンドルサービスを構成する指定外の役務に係る役務区分を新たに設け、その収支を明らかにさせることが必要である。ただし、現時点では、対象となるようなサービスが提供されていないことから、具体的なサービスが出現した際に、個々のサービス内容や提供形態等に応じて役務区分の設定の要否を判断することが適当である。

なお、FMCサービスは、固定電話サービスと移動電話サービスを一体として提供するものであり、バンドルサービスの一種であるが、上述したような役務区分を含めてどのような会計上の措置を講じることが必要かという点については、実際のサービスの提供形態によることから、具体的なサービス内容が明らかになった段階で改めて会計上必要な措置について検討することが適当である【資料30】。

また、NTT東西が行うFMCサービスについては、都道府県の区域を越えてサービスの提供等を行う場合は、活用業務<sup>16</sup>の認可を受けることが必要となるが、この際、活用業務

<sup>16</sup> NTT東西が、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づき、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと総務大臣が認めるときに、その認可を受けて、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活

であるFMCサービスと独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすることが必要<sup>17</sup>とされている。電気通信事業会計制度と活用業務認可制度は、その目的や規制の名宛人等はそれぞれ異なるが、ともに内部相互補助の防止という観点から会計上の必要な措置を講じることが可能であるため、総務省においては、両制度を有機的に連携させることにより、ネットワーク構造や市場構造の変化に対応した適時適切な政策展開を図ることが求められる。

#### (3)通信サービス以外の収入により提供されるサービス

電気通信サービスは、これまでは利用者からの料金収入によりその提供に係る費用を 賄うビジネスモデルにより提供されてきたが、今後は、料金収入に加えて、広告収入など 通信サービス以外の収入も前提としたサービス提供を行う形態が出現することが想定さ れる。

この場合、まず料金収入以外の収入が、電気通信事業の営業収益に該当するかどうかが問題となる。この点、現在の利用者料金規制(プライスキャップ規制)は、サービスの提供費用を料金収入以外の収入で回収することを前提とする体系とはなっていない。すなわち、プライスキャップ規制では、NTT東西の収益・費用構造に関する予測をもとに料金水準の上限を設定し料金規制を行っているが、ここで予測する収益の対象に料金収入以外の収入を含めることは前提としていない。また、仮に料金収入以外の収入を電気通信事業の営業収益と捉えることとすると、料金収入で回収すべき費用が料金収入以外の収入で回収する費用の分だけ減少し、その分、より安価な料金設定を余儀なくされることが想定されることから、料金収入以外の収入を獲得する事業者のインセンティブを喪失させるおそれがある。このため、基本的に料金収入以外の収入を電気通信事業の営業収益に計上することは適当ではない。

また、料金収入以外の収入を原資として、料金収入だけではその提供費用を賄うことができない水準の料金でサービスが提供されることも想定される。この場合、当該サービスが競争的なサービスであるか独占的なサービスであるかにかかわらず、その料金が独占的な市場のサービスから不当な内部相互補助を受けたことによるものであれば、公正競争を阻害する不適切な料金設定と判断されることとなる。他方、当該サービスの料金収入のみでその提供費用を賄うことができない水準の料金が設定されていても、それが他の競争的なサービスであげた利益から内部相互補助を受けたものである場合には、公正競争を阻害するような不当な内部相互補助とは判断されないものと考えられる。

用して行う電気通信業務その他の業務。

<sup>17 「</sup>東·西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」

料金収入以外の収入は、通信サービスレイヤーとは異なるレイヤー等の収入を基本的に意味するものであるが、前述のバンドルサービスのような通信サービスレイヤー内のサービス間であるか、本項のような通信サービスレイヤーと他のレイヤー等のサービス間であるかにかかわらず、独占的な市場のサービスから不当な内部相互補助を受ける場合は公正競争を阻害するような料金設定がなされるおそれがあることにかんがみ、総務省においては、不当な内部相互補助を牽制・抑止する観点から、必要に応じて会計制度上の適切な措置を講じることが求められる。

なお、広告収入については、料金収入以外のその他の収入と異なり、例えば市場支配力に起因する一定の影響力などが収入の多寡に密接に関連することも想定され、このような影響力を有する者が、他の事業者に比べて多額の収入を獲得しやすい場合には、広告収入を前提とした料金設定が公正競争を阻害するおそれも想定される。しかしながら、現時点においては、広告収入を前提とした電気通信サービスの具体的なビジネスモデルも明らかでないことから、それが明らかになった段階で改めて広告収入を前提とした料金設定に対する規制の要否を検討することが適当である。

#### 4.IP化に対応した役務区分の在り方

現行の指定電気通信役務損益明細表は、指定電気通信役務(保障契約約款の届出)や特定電気通信役務(プライスキャップ規制)といった他事業者による代替サービスの十分な提供の有無や利用者に与える影響を考慮して定められた料金規制上の概念をもとに区分した上で、特定電気通信役務に係る役務区分については、音声伝送役務・専用役務といった役務概念で更に細分化する構成を取っている。これは、PSTNを中心としたネットワークを前提として、特定電気通信役務にはPSTN上の音声伝送役務等のみが該当する状況においては妥当性を有していた。

しかし、今後IP化が進展すると、特定電気通信役務に係る役務区分には、従来のように PSTNで提供される音声伝送役務等だけでなく、IP網で提供される様々な役務が該当する 可能性が出てくる。また、水平的市場統合の進展に伴い、役務概念そのものが妥当性を失い、役務概念で区分することの意味がなくなることも想定される。このため、IP化の進展を 見据えれば、ネットワークと役務概念が1対1対応していた時代と同様に、役務概念による 区分を維持し続けることは妥当性を失う可能性があると考えられる。

ただし、特定電気通信役務に係る役務区分が、役務概念による区分を採用しているのは、 プライスキャップ規制が、音声バスケットと専用バスケットという役務概念を用いた料金規 制を行っていることに起因しており、現在の料金バスケットは、市場区分よりも大括りの区 分で設定されている部分もあることから、役務概念による役務区分の見直しは、今後のプ ライスキャップ規制の在り方に依拠するところが大きい。

この点、07年度下期から商用サービスの提供が開始される次世代ネットワークにおいて は、例えば、QoS 制御を通じて品質クラスが異なるサービスが提供されることを想定すると、 将来的には、<u>品質クラスに応じた市場区分が形成され、料金規制も品質クラス単位により</u> 行うことも考えられる。この場合は、利用者料金規制の適正化の観点から設けられる<u>指定</u> 電気通信役務損益明細表の役務区分も、品質クラスによる区分を設けることが考えられる。

また、水平的市場統合や垂直的市場統合が進展すると、一の市場で市場支配力を有する者が、当該市場支配力を他の市場で濫用することが懸念される。指定電気通信役務損益明細表の役務区分は、独占的な市場からの不当な内部相互補助の牽制・抑止により、競争阻害的な料金設定を防止する機能を有しており、この機能の有効活用により、複数市場に係る市場支配力の濫用の牽制・抑止に資することも期待できることから、必要に応じ、会計上適切な措置を講じることが適当である。

いずれにしても、IP化の進展により、新たな技術を活用した多様なサービスが出現し、特定役務以外の指定役務等の区分には、これらのサービスが随時追加されることが予想される。また、水平的市場統合や垂直的市場統合などの市場構造の変化も一層進展することが想定される。このため、総務省においては、定期的に役務区分の適切性を検証し、必要に応じて機動的に役務区分の見直しを行うことが求められる。

なお、ヒアリング等において、<u>NTT東西の次世代ネットワークで提供されるサービスについて、他の役務区分とは独立した固有の区分を設けるべきとの意見</u>が事業者から示された。この点については、NTT東西の次世代ネットワークで提供されるサービスであっても、料金規制上は、役務の代替性や利用者に与える影響を考慮して、特定電気通信役務、指定電気通信役務、指定役務以外の役務のいずれかの役務に該当する点で、他のネットワークで提供されるサービスと異なるところはない。したがって、料金規制と密接に関連する指定電気通信役務損益明細表においても、他のネットワークで提供されるサービスと異なる理由で、次世代ネットワークに固有の役務区分を設ける必要性は現時点では想定されない。

また、上記の検討は、基本的に現行のプライスキャップ規制を前提に行ってきた。しかし、そもそもプライスキャップ規制は、市場メカニズムを通じた適正な料金設定が困難なサービスについて、事業者の超過利潤の発生を防止しつつ、当該事業者に経営効率化を促すことによって市場メカニズムによる場合と同等の効果を企図するものであるが、現在の電気通信市場は、PSTNからIP網へとその構造が大きく変化する動態的な市場であり、プライ

スキャップ規制の趣旨を生かした運用が困難な状況となっている<sup>18</sup>。このため、IP化の進展等に伴う市場構造の変化等を踏まえて、プライスキャップ規制の在り方そのものの見直しを行うことが必要となってきている。その見直しの際には、利用者料金規制と密接に関連する電気通信事業会計も、その目的や位置付け等を含めて再整理を行うことが必要となると考えられる。

-

<sup>18 「</sup>プライスキャップの運用に関する研究会」報告書(06年4月)では、音声伝送バスケットについては、「X値が消費者物価指数変動率を上回る可能性も下回る可能性もあるという現在の状況に鑑み、またその前提となるいずれのパターン(ケース)も一定の合理性を持つものの他を上回る蓋然性があるとは認められないことから、競争ルールの中立性や利用者利益の保護といった従来とは異なる政策的視点からの検討も踏まえ、X値を消費者物価指数変動率とすることが適当であると判断する。」とされた。これを受けて、06年10月から3年間適用される音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットのX値(生産性向上見込率)は、消費者物価指数変動率とされている。

# 第4章 費用配賦の在り方

# 1.配賦プロセスの透明化

#### (1)接続会計

1)配賦プロセスの作成・開示の現状と問題点

接続会計においては、電気通信事業会計で整理した費用と資産を管理部門と利用部門それぞれの設備区分に複数の階梯を経て帰属させる処理を行っており、このプロセスは、NTT東西が接続会計報告書に併せて作成・公表している接続会計処理手順書において確認することが可能である【資料31】。

具体的には、接続会計処理手順書においては、電気通信事業会計の営業費、運用費、施設保全費等の費目ごとに更に細分化された区分<sup>19</sup>で把握した費用と資産を配賦の出発点とし、当該区分ごとの費用・資産が、どのような「活動」<sup>20</sup>及び「活動支援」<sup>21</sup>を経て、どの設備区分に帰属するかを明らかにしている。

このように接続会計処理手順書は、接続会計における費用等の配賦プロセスを明らかにするものであり、接続料算定過程の透明性を確保する上で重要な役割を担っている。しかし、ヒアリング等において、競争事業者からは、接続会計処理手順書には以下のような問題点があるため、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、その改善を求める意見が示されたところである。

費用や資産の中には、必ずしも最終的な設備区分まで配賦プロセスをたどることができないものが存在すること

費用等の配賦に複数の配賦基準が併記されているため、費用配賦と配賦基準の適用関係が不明確なものが存在すること

また、ある階梯から次の階梯への帰属を確認するには適しているが、一の費用又 は資産が最終的に設備区分までどのように配賦されているのかを一覧性をもって 確認するのには適していないこと

配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率が不明であること

<sup>19</sup> 例えば、営業費であれば、「販売サポート・一般営業」、「注文受付」、「出納」等。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 管理部門や利用部門へ費用・資産を整理するため、事業活動及び資産の区分に対応した集計計算単位として設定したもの。「主要設備」「支援設備」「設備への帰属の明確な営業費・運用費」「試験研究」「全般管理(共通・管理)」「サービス活動」に大別される。

<sup>21 「</sup>活動」に対し共通的に関わる建物等の区分を設定したもの。

接続会計は、前述のとおり原価算定機能及び内部相互補助のモニタリング機能を有しており、これらの機能を十分に発揮させるためには、費用等の配賦プロセスを透明化し、その適正化を図ることが不可欠である。このため、上記問題点について所要の見直しを行うことが必要である。

### 2)接続会計処理手順書の見直し

本研究会として、上記の問題意識のもと、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、接続会計処理手順書の改善案の提出をNTT東西に対して求めたとこる、NTT東西からは以下の見直し案が提出された【資料32】。

個々の費用項目ごとの配賦プロセスを明確化するため、費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて<u>配賦基準や配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」を</u> 追加掲載する。

現行の接続会計処理手順書において具体的な活動区分への帰属先が明確となっていないものについて「配賦フロー」にすべての<u>帰属先を明記</u>するように見直しを行う。

現行の接続会計処理手順書において<u>複数の配賦基準が併記</u>されているものについて「配賦フロー」に配賦基準と配賦先を明確にするように見直しを行う。

これらの見直しは、接続会計処理手順書の透明性・有効性を向上させる観点で有益なものである。したがって、NTT東西においては、上記方針に基づき、見直し後の接続会計の設備区分も反映した上で、接続会計処理手順書の様式の見直しを速やかに行い、08年4月に開始する会計年度の接続会計報告書の提出・公表に併せて、見直し後の接続会計処理手順書を提出・公表することが適当である。

なお、競争事業者からは、上記の見直しだけでは、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率が不明であり不十分であるとの意見がヒアリング等で示されたが、これらの情報は、経営情報に該当する点にかんがみれば、接続会計処理手順書で開示を義務付けるのは適当ではない。

しかし、上記見直しに基づき、個々の費用項目等にコードが付され、項目ごとに配賦基準や配賦プロセスが一覧性をもって確認できるようになることを踏まえれば、NTT東西においても、配賦前後の金額や配賦基準に用いられる比率の特定・確認は従来よりも容易になると考えられることから、NTT東西においては、これらの情報について、総務省の求めに応じ必要なデータを提出できるようにしておくことが必要である。

### 3)接続会計処理手順書の位置付けの明確化

接続会計処理手順書は、NTT東西が接続会計報告書とともに作成・公表しているものであり、接続料算定プロセスの透明化を図る観点から、NTT東西においてその作成が義務付けられているものであるが、現在は、接続会計報告書の様式(接続会計規則別表第三)として「第四部参考情報2会計処理手順書の紹介及び入手方法」とあるだけで、必ずしも作成・開示の根拠が明確ではない。

接続会計処理手順書は、接続会計作成に際しての詳細な費用・資産区分、配賦基準や配賦プロセスを示すものであり、接続会計の作成プロセスの透明化を図る上で重要な役割を有する書類である。さらに、上記2)の見直しにより、接続会計処理手順書の重要性は一層高まることから、その作成・開示の根拠をより明確化することが必要である。

### (2)指定電気通信役務損益明細表

#### 1)配賦プロセスの作成・開示の現状と問題点

指定電気通信役務損益明細表については、電気通信事業会計規則に基づき、当該明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準を記載した書類(指定電気通信役務損益配賦方法書)を総務大臣へ提出(非開示)することが義務付けられている。

指定電気通信役務損益配賦方法書においては、営業費や施設保全費等の費目ごとに更に細分化された単位(小部門)で費用が直接把握され、当該小部門ごとの配賦基準が記述されているが、その配賦基準を用いて小部門から各役務区分へどのようなプロセスを経て費用が配賦されたかは記述されていない。

指定電気通信役務損益明細表は、利用者料金の適正な算定に資する観点からその作成が義務付けられているものであり、競争事業者からもその配賦プロセスの透明化が求められていることから、接続会計処理手順書と同様に、指定電気通信役務 損益配賦方法書に配賦プロセスに関する記述を追加することが必要である。

#### 2)指定電気通信役務損益配賦方法書の見直し

本研究会として、指定電気通信役務損益明細表の配賦プロセスについても、NTT 東西に対して改善案の提出を求めたところ、「指定電気通信役務損益明細表につい て、総務省における配賦プロセスのトレーサビリティ向上のため、接続会計と同様の

### 「配賦フロー」の作成を検討する。」との回答が寄せられた。

この点についても、指定電気通信役務損益明細表の有効性・透明性を高める観点で有益なものである。したがって、NTT東西においては、上記方針に基づき、指定電気通信役務損益配賦方法書の様式の見直しを速やかに行い、接続会計処理手順書の見直しと同様、08年4月に開始する会計年度の指定電気通信役務損益明細表の提出に併せて、見直し後の指定電気通信役務損益配賦方法書を提出することが必要であるが、その際、以下の点に十分に留意することが必要である。

配賦プロセスを示すためには費用等を配賦の過程でプールする「活動」や「活動支援」が必要となるが、指定電気通信役務損益明細表には、接続会計と異なり、このような「活動」等はこれまで設定されていない。このため、接続会計を参考として、適正な「活動」等を設定して、費用等の配賦プロセスが明確となるような工夫を行うべきである。

また、配賦プロセスを示す資料の作成に当たっては、接続会計で指摘された、帰属先が不明確な配賦や配賦基準の不明確な適用関係が生じないようにするとともに、費用項目等にコードを付して配賦プロセスが一覧できるように工夫を行うべきである。

さらに、指定電気通信役務損益明細表と接続会計は、配賦の出発点となる費用の細目は共通しており、配賦プロセスも共通している部分が大きいことから、配賦プロセスの見直しに当たっては、接続会計処理手順書と指定電気通信役務損益配賦方法書の間で可能な限り共通化するように工夫を行うべきである。

なお、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率については、接続会計の場合と同様に、これらが経営情報に該当することを踏まえ、NTT東西においては、総務省の求めに応じ必要なデータを提出できるようにしておくことが必要である。

### 3)配賦プロセスの開示

指定電気通信役務損益配賦方法書は、総務省には提出されているが、経営情報に該当するとされるため、非開示とされている。ただし、基本料費用については、04年の情報通信審議会答申<sup>22</sup>において情報開示の必要性が提言されたことを踏まえ、その算定の具体的な処理手順を記載した書類を作成し、一般利用者に対して開示することとされ<sup>23</sup>、NTT東西においては、指定電気通信役務損益配賦方法書に記載

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup>「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(04年10月19日)

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 直近のものでは、「指定電気通信役務損益明細表における収益及び費用等の取扱い等について(要請)」(平成19年4月2日・総基料第79号)に基づき、NTT東西に対して行政指導。

されている情報に相当する情報を含め詳細な開示を行っている24。

基本料費用が他の費用に比して情報開示が強く要請されたのは、基本料費用で 賄う加入者回線が、現状ではNTT東西以外の他事業者による設置が困難であり、これを用いたサービスは、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスとして、独占的 に提供されているという特性を踏まえたものである。この加入者回線の特性は、現 在も変わることはないことから、今回新たに作成する配賦プロセスも、基本料費用に 係る部分は、上記情報開示の中で利用者に分かりやすい形で開示することが必要 である。

# 2.配賦基準の適正化

複数の役務等に関連する費用の配賦基準は、接続会計・電気通信事業会計ともに、省令(接続会計規則・電気通信事業会計規則)において、基本的には営業費や施設保全費等の費目単位で規定されており、営業費等の費目を更に細分化した単位ごとの詳細な配賦基準は、接続会計処理手順書や指定電気通信役務損益配賦方法書に記述されている状況にある【資料33~44】。

接続料算定や利用者料金算定の基礎データを提供する機能は、接続会計であれば設備区分、電気通信事業会計であれば役務区分を設けることにより実現されているが、これらの区分に帰属する費用等が適切な配賦基準により帰属したものでないと、接続会計等が有する上記機能が損なわれることとなる。このため、IP化の進展等の環境変化に対応して、配賦基準を適時適切に見直すことは重要な課題となる。

この点、接続会計・電気通信事業会計ともに、複数の役務に関連する費用について、<u>固定資産価額比による配賦</u>が行われているものがあるが、<u>IP化の進展によりネットワーク構造が変化する中で</u>、電話交換機とルータの価額差が示すように、<u>固定資産価額比で費用を配賦した場合</u>、接続会計においては<u>PSTNに接続料原価が片寄せされ、</u>電気通信事業会計においては<u>音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性</u>がある。

このため、<u>固定資産価額比を配賦基準としている費目について、その実態を検証し、必要に応じて見直しを図ることが必要</u>である。この際、上述のように、接続会計と電気通信事業会計では、費用配賦の出発点が共通しており、配賦プロセスも共通している部分が多いことから、接続会計と電気通信事業会計の配賦基準の検証を併せ行ったところである。

#### (1)検証対象等

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>「加入電話及びISDN等の基本料費用の算定について」

固定資産価額比を配賦基準としているすべての費目を検証することは時間的な制約があり困難であることから、今回の検証は一定の範囲にその対象を絞ることとした。

具体的には、電気通信事業会計においては、04年の基本料等委員会で営業費、試験研究費、共通費、管理費を対象に配賦基準の見直しを行ったところであり、それ以外の費目のうち、NTT東西の営業費用に占める割合の大きい費目は施設保全費と減価償却費であるが、減価償却費は正味固定資産額比を配賦基準とすることに一定の合理性があることから、今回は、施設保全費を検証の対象とすることとした【資料45】。

検証に当たっては、可能な限り直課<sup>25</sup>比率の向上を図り、それが困難な場合は、活動基準帰属<sup>26</sup>を用いるという考え方を採用し、上述の問題意識から、PSTN系設備とIP系設備の費用配賦に取得固定資産価額比を用いている場合を検証・見直しの対象とした。

### (2)見直しの方向性

上記の考え方に基づき、NTT東西に対して施設保全費に係る配賦基準の検証・見直しを要請したところ、以下の費目については、現行の取得固定資産価額比からIP系設備に係る保守費を直接把握する等の方向で見直すことを検討する旨の回答を得たところである。

費用項目	現行の配賦基準	見直しの方向性	
端末系交換設備	取得固定資産価額比により算	IP系設備に係る保守費を直接	
共通伝送機械	定	把握する方向	
電力	仕様電力値比により交換・伝送	IP系設備に係る仕様電力値を	
	等別に区分し、各々の取得固	把握して費用を算定	
	定資産価額比で配賦		
監視設備	監視件数比により交換・伝送等	IP系設備に係る監視件数を把	
	別に区分し、各々の取得固定	握して費用を算定	
	資産価額比で配賦		
試験受付	故障件数比により交換・伝送等	IP系設備に係る故障件数を把	
	別に区分し、各々の取得固定	握して費用を算定	
	資産価額比で配賦		
保全共通	交換・伝送等別に直接把握し、	IP系設備に係る保守費を直接	

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 設備区分等に費用を直接帰属させること(ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階梯・役務で共用している場合、主要設備に直課された費用を回線数比等によって各設備に帰属させる場合を含む。)

26 占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により設備区分等へ 費用を帰属させること

各々の取得固定資産価額比で	把握する方向
配賦	

上記以外の費用項目は、取得固定資産価額比を配賦基準としているものであっても、PSTN系設備とIP系設備との間の費用配賦に取得固定資産価額比を用いるものではない。すなわち、PSTN系の設備間の費用配賦やIP系の設備間の費用配賦などに取得固定資産価額比を用いているに過ぎない。その意味で、上記の費用項目は、施設保全費の細区分のうち、PSTN系設備とIP系設備の間の費用配賦に取得固定資産価額比を用いているものを網羅的に見直すこととするものであり、費用配賦の適正化に大き〈寄与するものである。

上記の方向性に基づき、配賦基準を具体的にどのように見直すかは今後NTT東西に おいて検討することとなるが、PSTNからIP網への移行が急速に進展している状況を踏まえれば、接続料原価の適正な算定等を図る観点から、できる限り速やかに結論を出し、08年4月に開始する会計年度の接続会計・電気通信事業会計から適用することが必要である。

その際、IP系設備かPSTN系設備かを区別することはそれほど困難ではない一方で、 現時点では、保守要員についてはIP系設備に係る者とPSTN系設備に係る者が必ずし もすべて峻別されてはいないこと等を踏まえ、NTT東西においては、できる限り費用の 発生原因と因果性のある基準を採用し、費用配賦の適切性を高める方向で継続的に配 賦基準の検証・見直しを行うことが必要である。総務省においては、今回の見直しの内 容・効果を検証するとともに、必要に応じてより適切な基準となるように具体的な検討を 行うことが求められる。

また、IP化が進展した時代においては、一の設備で複数のサービス・機能を提供することが一般的になることを考えると、これまで以上に配賦基準の重要性は高まる一方、その適切な設定はより困難になると考えられる。配賦基準は、電気通信事業会計の損益計算書等で整理された費用・資産を設備区分や役務区分に適切に帰属させるために機能するものであり、その在り方は設備区分や役務区分の見直しに大きな影響を受けるものである。したがって、今後、適切な配賦基準の設定は、設備区分や役務区分の在り方との関連で検討する必要性がこれまで以上に増すものと考えられることから、総務省においては、接続制度や料金制度の見直しの際には、このような視点を念頭に置いて配賦基準の適正性の検証を行うことが求められる。

# 3. 基本料等委員会における配賦基準の見直し効果の検証

04年の基本料等委員会では、基本料部門における費用把握の適正性について検証し、 営業費、共通費、管理費、試験研究費の一部について、収入額比、支出額比や固定資産 価額比から稼働時間比などの発生原因に照らした適切な配賦基準に変更する見直しを行ったところである【資料46】。

基本料等委員会では、基本料部門への04年度の費用削減額の見込みとして、NTT東西からそれぞれ約230億円及び約260億円の試算が示されたところであり、その後、NTT東西に対して04年度決算に基づ〈データの提出を求めたところ、以下のように見込額以上の削減効果が生じていることが判明した。

本研究会においても、基本料部門への費用削減額について、NTT東西に対して05年度 決算に基づ〈データの提出を求めたところ、以下のように、04年度における費用削減額以 上の削減効果が生じていることが判明した。

配賦基準の見直しによる基本料部門への費用配賦の減少額

	04年度削減見込額	04年度削減額	05年度削減額
NTT東日本	約230億円	約231億円	約354億円
NTT西日本	約260億円	約299億円	約451億円

なお、配賦基準を見直した費目のうち、営業費の細区分である「顧客営業(法人)」、「販売サポート(一般営業)」については、04年度・05年度ともに基本料部門への費用配賦額が増加した。

これらについてその適正性を検証したところ、「顧客営業(法人)」については、収入額比では多かった専用役務への配賦額が稼働時間比に変更したことにより減少しその分基本料部門へ振り替わったことを理由とするものである。また、「販売サポート(一般営業)」については、獲得した契約者の情報をシステムに投入するための費用等であるが、従来は契約者を獲得するための稼働時間比であったため少なかった基本料部門への配賦額がシステム投入の稼働時間比に変更したことにより増加したものであり、いずれも見直し後の配賦基準の適正性に特段の問題はないと考えられる。

しかし、現在は、ネットワーク構造や市場構造が大きく変化する動態的な市場環境下にあること、またIP系サービスが今後その比重の高まりを見せていくことを想定すれば、基本料等委員会における配賦基準の見直し効果も大きく変動する可能性もあることから、総務省においては、引き続き見直し効果を検証していくことが必要である。

# 第5章 減価償却費の在り方

# 1. 基本的な考え方

現在、電気通信事業会計・接続会計ともに、減価償却費の算定に用いられる耐用年数を直接規定するものは存在せず<sup>27</sup>、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、実態として法定耐用年数により減価償却費が算定されているが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離しているとの指摘がある。

仮に、経済的耐用年数(過去の実績データ等を用いて推計した設備の使用開始後の平均使用可能期間をいう。以下同じ。)が法定耐用年数よりも長い場合は、以下のような問題を招来する可能性がある。

\_\_実績原価方式の接続料は、接続会計の設備区分に帰属した費用に基づき算定されることから、適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が接続 料原価に算入されることにより、単年度当たりの接続事業者の負担が増加<sup>28</sup>することとなること

指定電気通信役務損益明細表は、電気通信事業会計の損益計算書上の費用を各役務区分に配賦するものであることから、適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が役務区分に算入されることとなり、当該明細表の有する料金算定の適正化に資するという機能が損なわれることとなること

ユニバーサルサービス制度の補てん額の上限は、基礎的電気通信役務収支表における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額と規定されていることから、適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が電気通信事業会計の損益計算書に算入されていることになると、当該上限額が本来よりも高く設定されることとなること「資料55]

この点について、ヒアリング等において、競争事業者からは、上記 の問題意識のもと、経済的耐用年数で減価償却を行うことが必要であるとの意見が示された。また、設備を設置する事業者からは、投資の適正な回収を図るため法定耐用年数を採用すべきとの意見が示された一方、実際に使用した期間でコストをきちんと回収できれば経済的耐用年数を採用することは問題がないとの意見も示された。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> LRIC 方式による接続料算定に当たっては、減価償却費は「経済的耐用年数」で算定することとされており、 接続料規則において、具体的な設備とその耐用年数が規定されている。なお、「経済的耐用年数」は、LRI Cの接続料算定に係るすべての設備について算定されているものではない。

<sup>28</sup> 接続事業者の負担総額は、償却期間経過後は、法定耐用年数の場合と同一。

<u>そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則</u>である。<u>したがって、期間損益の適正化を図ることにより上記のような事態を回避し、もって接続料算定の適正化を図るとともに、</u>のような事態を生じさせない観点から、減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である。

# 2. 対象設備

期間損益の適正化を図り、もって<u>接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、すべての設備の減価償却費を経済的耐用年数で算定することが望ましい</u>。しかし、その<u>算定に要する時間やコストが膨大</u>となるおそれがあること、また<u>PSTNからIP網へのマイグレーションが進行している状況の中、PSTN</u>に係る設備については、投資抑制の結果、償却済資産の割合が今後増加すること等を想定すると、<u>IP網に係る設備に比して、経済的耐用年数で減価償却費を算定する必要性は相対的に低下</u>すると考えられること等にかんがみれば、少なくとも経済的耐用年数を適用することが望ましいと考えられる設備に着目することが適当である。

その際、対象設備は、目的的に考えると、経済的耐用年数の導入により得られる効果が大きいものを優先することが適当である。具体的には、単年度当たりの導入効果とその効果の継続性を併せ考慮することが必要であることから、単年度の減価償却費の額と未償却残高の割合を勘案して対象設備を選定するアプローチが適当である。

NTT東西に対して必要なデータの提出を求め、上記考え方に基づき選定したところ、現時点の資産データで見ると、<u>光ファイバについて</u>、単年度の減価償却費が約1,600億円、未償却残高の割合が4割程度であり、最も導入効果が高いと試算された。

光ファイバ以外の設備としては、ルータが単年度の減価償却費1,000億円超·未償却残高の割合約4割強であり、光ファイバに次いで導入効果が高く、またメタルケーブルと交換機がそれぞれ単年度の減価償却費500億円超·未償却残高の割合1割程度であり、一定程度の導入効果があると試算された。

その他の設備については、例えば、管路、工具及び備品で単年度の減価償却費がそれぞれ200億円超、電力装置、端末設備で単年度の減価償却費がそれぞれ100億円超であり、光ファイバ等に比べれば導入効果は高くはないと試算された。

上述のとおり、使用実態を反映した耐用年数を適用することによって、接続料原価等の 適正化が図られることが期待される。したがって、少なくとも、導入効果の最も高い光ファイ <u>バについては、経済的耐用年数による減価償却費の算定を行うことが求められる。また</u>、その他の設備についても、経済的耐用年数の導入効果は一定程度認められること、また減価償却費は経済的耐用年数で算定されることが基本であることから、できる限り経済的耐用年数で減価償却費を算定することが望ましい。

なお、経済的耐用年数を適用する設備の選定は、会計監査等実務について十分に配慮 をしつつ行うことが必要である。

# 3.経済的耐用年数の算定方法

経済的耐用年数とは、過去の実績データ等を用いて推計した設備の使用開始後の平均使用可能期間のことであるが、これを具体的にどのような方法で算定するかが問題となる。

事業者からは、例えば、光ファイバについては、経済的耐用年数を算定するには、サービス間競争により生じる解約等の実態を加味する必要があるが、サービス競争が始まったばかりの現状では客観的なデータが不足しており適切な数値を把握することが困難との意見が示される一方、経済的耐用年数の推計が困難であっても、NTT東西における実績データ(物理的寿命による更改実績のみを対象)の活用やLRIC方式の接続料算定に用いる耐用年数(以下「経済的耐用年数」という。)の利用等により実際の使用実態により近い年数の推計を行うべきとの意見などがヒアリング等で示された。

前述のように、<u>減価償却費は、経済的耐用年数により算定されるのが基本</u>である。現在、NTT東西は、設備の利用環境が大きく変化している状況の下で新たに実態を正確に反映した耐用年数の把握は困難との理由で法定耐用年数を継続適用しているが、<u>法定耐用年数よりも、より実態に即した耐用年数が推計できるのであれば、その方法を利用することが</u>適当である。

経済的耐用年数は、本来は各事業者が過去の実績等に基づき任意の方法により算定することが可能だが、NTT東西の電気通信事業会計の減価償却費は、接続会計の減価償却費となり、ひいては接続料原価の一部を構成することになることから、当該減価償却費は「適正な原価」と捉えることができるものであることが必要である。その意味で、減価償却費の算定方法には、一定の適正性が確保されていることが必要となる。

この点、現在、固定電話の接続料算定に当たっては、減価償却費は「経済的耐用年数」で算定されているが、この「経済的耐用年数」は、各社の実績データ等を用いて、修正増減法<sup>29</sup>や撤去法等の一定の合理性を有する方式により推計したものである<sup>30</sup>。このため、今回

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 増減法とは、最新の残存ストックを実現するために、各年度の新規取得数を過去に遡り、何年までの新規 取得数を累計すればよいかを算定し、これを当該設備が一回転する期間と見なし、経済的耐用年数の推計

対象とする設備についても、それを用いない合理的な理由がない限りは、「経済的耐用年数」を利用することが適当と考えられる【資料47.48】。

なお、LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として現在需要を賄うネットワークを構築した場合の費用を算定するものであり、実際費用とは異なることから、現実に発生した実際費用を計上する電気通信事業会計の損益計算書に、仮想的な「経済的耐用年数」を利用して算定する減価償却費を計上することは適当ではないとの意見もある。しかし、この場合、接続料算定上のネットワークは仮想的であっても、「経済的耐用年数」は、上記のように各社の実績データ等を用いて一定の合理性を有する方式により推計したものであることから、その算定方法や具体的な耐用年数のすべてが仮想的であって、実際の会計に用いることが不適当であるとは言えないと考えられる。

そこで、以下、光ファイバ等について、「経済的耐用年数」を利用することの妥当性を検証する。

<u>光ファイバについては</u>、「経済的耐用年数」は、<u>撤去法に基づき算定</u>している。撤去法は、 経過年数別の撤去実績をもとに確率分布関数を仮定して平均使用可能期間を推計する<u>合</u> 理的な方式であり、その推計は各社の実績データを用いて行っていることから、「経済的耐 用年数」を実際の会計に用いることは適当と考えられる。このため、NTT東西においては、 光ファイバについては、それを用いない合理的な理由がない限りは、「経済的耐用年数」を 用いることが適当と考えられる。

ルータについては、PSTNの接続料を算定する「経済的耐用年数」を算定しておらず、比較的新しい設備でもあり、技術革新が著しいことから、上記のような統計的推計手法のいずれを適用するのが適切であるかといった過去のノウハウや、撤去実績についての蓄積が十分でない。このため、NTT東西においては、ルータについて経済的耐用年数を適用する場合は、その推計手法について十分な検討を行った上で、適切に実績データの収集を行い、耐用年数を算定することが適当である。

メタルケーブルや交換機については、「経済的耐用年数」として、撤去法等に基づき算定した耐用年数に新規投資抑制を考慮した補正をかけたものを用いている。これは、「経済的耐用年数」を算定する場合には合理的な処理であるが、現実には、新規投資抑制により設備の使用期間が延長するとは必ずしも限らないため、これを経済的耐用年数として実際の会計にそのまま適用することが適当であるとまでは言えない。このため、NTT東西にお

値とする方式。修正増減法とは、増減法に対し、各年度の新規取得のうち、経年的に撤去される数量に適当な確立分布関数を仮定し、取得年度ごとの最新年度の残存設備量を算定し、これらの合計が最新の残存ストックを実現する確率分布の平均期間を算出する方式。

<sup>30</sup> 検証データが不十分な場合には、一部、米国及び英国モデルで用いられている入力データを考慮し設定したものもある。

いては、メタルケーブルや交換機について経済的耐用年数を適用する場合は、改めて実態を検証し、必要に応じてこのような新規投資抑制を考慮した補正を除くなど、実態に即した耐用年数を算定することが適当である。

# 4.対象となる会計

競争事業者からは、ヒアリング等において、接続料原価算定の適正化を図る観点から経済的耐用年数を導入すべきとの意見が示されたことにかんがみれば、経済的耐用年数による減価償却費の算定は、少なくとも実績原価方式による接続料算定の観点から整理が 義務付けられている接続会計に適用することが必要である。

また、経済的耐用年数を接続会計のみに適用して電気通信事業会計に適用しないこととすると、両会計で減価償却費や正味固定資産額に差異が生じることとなり、正味固定資産額等について複雑な帳簿管理が必要となること、またそもそも接続会計は電気通信事業会計の数値を用いて作成されるものであり両会計の数値は一致していることが基本であることから、接続会計を作成するNTT東西の電気通信事業会計には経済的耐用年数を適用することが適当である。

この場合、電気通信事業会計や接続会計に対する経済的耐用年数の適用をNTT東西に対して義務付けるかどうかが問題となる。この点については、電気通信事業会計は、会社法等の制度会計の一翼を担う会計としての側面を有しており、制度会計全体との整合性に留意することが必要であることにかんがみれば、経済的耐用年数の適用を法令上義務付けることには慎重な取扱いが必要である。このため、会計監査等実務について十分に配慮をしつつ、まずは、NTT東西が電気通信事業会計・接続会計に経済的耐用年数を適用することを基本とすることが適当である。

なお、接続料算定に直接関係する接続会計のみに経済的耐用年数の適用を義務付ける という考え方もあるが、接続会計は電気通信事業会計の数値を用いて作成されるものであ るため、結果として電気通信事業会計に対する適用の義務付けを意味することとなり、ま た、仮に両会計の一致を斟酌しないとすれば、両会計間の減価償却費等の乖離を招来す ることとなることから、適当ではないと考えられる。

以上を踏まえ、<u>NTT東西においては</u>、電気通信事業会計や接続会計ともに、光ファイバについては、<u>08年4月に開始する会計年度から、上記の考え方に基づき推計した経済的</u>耐用年数による減価償却費の算定を開始することが適当である。

# 第6章 子会社等との取引の透明化

# 1. 基本的な考え方

NTT東西は、自らの電気通信事業を営むに当たり、注文受付、設備工事、営業など様々な業務を、NTT持株会社の連結対象会社以外の会社(以下「NTTグループ外の会社」という。)、NTT持株会社の連結対象会社(NTT東西の子会社・関連会社を除く。以下同じ。)や自らの子会社・関連会社といった様々な会社(以下「子会社等」という。)に作業委託等31の形態で委託している。

この場合、電気通信サービスに係る業務については、NTT東西が業務遂行上の経営責任を負うものの、実質的には別会社たる子会社等においてNTT東西と一体的に行われている状況にあるといえる $^{32}$ 。業務委託の規模は、例えば、施設保全費(1兆60億円:05年度NTT東西合計)で言うと、総額の81%(8,111億円:同上)と大きな割合を占めており、接続料原価に与える影響は極めて大きなものとなっている。

NTT東西の子会社等が、自ら効率的に業務を実施して受託業務で利益をあげること自体は否定されるものではなく、むしろ積極的に評価されるべきものである。しかしながら、現在の会計制度は、仮に子会社等が業務効率化により費用削減効果を上げたとしても、それをNTT東西の会計に適切に反映できるものとなっていない。例えば、

NTT東西本体で業務効率化して費用削減をした場合には、その分接続料原価が減少し接続事業者の負担も減少するのに、子会社等が受託業務について費用削減をした場合には、その効果が接続料原価や接続事業者の負担の減少に直接反映されない状況となっている。特に、子会社等が受託業務を効率的に実施してあげた利益が営業外利益という形でNTT東西本体に還流している33と、受託業務の効率化がNTT東西本体の利益の向上にはつながるが、営業費用の削減にはつながらないこととなる。また、LRIC方式は、NTT東西の非効率性を排除して接続料原価を算定するために導入されたが、LRIC方式の有効性を検証するためには、LRIC費用と実際費用の比較が有効である(第7章参照)。この比較に際し、NTT東西が子会社等への業務委託を通じて業務効率化を行っていることにかんがみれば、実際費用には、子会社等の業

<sup>31</sup> 電気通信事業営業費用明細表(電気通信事業会計規則別表第二様式第11)等では、「作業委託費」と「業務委託費」(旧公衆電気通信法に基づき業務委託が法定されていた業務(例:電報)に係る委託費等が該当)を区別しているが、本報告書においては、特に両者を区別せず「業務委託費」と総称する。

<sup>32</sup> 業務委託費と子会社との取引高を比較すると、NTT東西ともに、前者は後者の約8割(05年度決算)。

<sup>33</sup> 平成18年度通期業績予想の修正(07年2月発表)において、グループ会社からの中間配当を計上したこと等の理由により、NTT 東日本で100億円、NTT 西日本で200億円の経常利益の上方修正を行った。

務効率化による費用削減効果が反映されることが適当だが、現在の会計制度ではそれが困難である。

特に、上記 については、NTT東西は、子会社等への業務委託を効率化しなくても、当該業務委託費を接続料原価として接続事業者から回収可能であることから、業務委託費を引き下げるインセンティブが働きにくいのではないかとの指摘がヒアリング等において接続事業者からなされたところである。

仮にNTT東西の業務委託に非効率性が存在し、それが維持・拡大される場合には、その分接続事業者に負担が転嫁されることとなるため、NTT東西の業務委託の効率性を検証できるようにすることは、接続料原価算定の適正化を図る観点から必要な措置である。

以上を踏まえると、接続料原価算定の適正化を図る観点から、NTT東西の子会社等への業務委託の実態を会計上チェックできるようにするとともに、子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東西の会計に適切に反映できるようにすることが適当である。

# 2. 受託業務の効率化効果の把握

子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東西の会計に反映するためには、まずはNTT東西における子会社等への業務委託費と子会社等における当該受託業務の実施に要した費用を把握し、両者を比較・検証することが必要となる。受託業務の実施に要した費用の額は、業務委託費の適切性を判断する上で重要な判断材料の一つであることから、両者の比較・検証を行うことは、業務委託費の適正化、ひいては接続料原価の適正化を図る観点からも有益な取組である。

したがって、<u>子会社等における受託業務の実施に要した費用に基づき、最終的には接</u> 続料原価を算定することが望ましい。

しかし、後述するように、会計処理の変更に係る負担等を考慮すると、対象となる業務委託先の範囲、業務委託費の範囲等は、漸進的に拡大することが必要となると考えられるため、まずは、業務委託費の適正化を図る観点から、業務委託費と受託業務の実施に要した費用の比較検証を行うことが適当である。その後、その検証結果や検証対象となる会社の範囲等を勘案しながら、子会社等における受託業務の実施に要した費用に基づき接続料算定をすることの適否を判断するのが適当と考えられる。

# (1)対象となる業務委託先

業務委託費が接続料原価を構成するという意味では、業務委託先が、NTTグループ外の会社であるか、NTT持株会社の連結対象会社であるか、自らの子会社・関連会社であるかによって何ら変わるところはない。このため、業務委託費の把握を接続料原価算定の適正化の観点から行うのであれば、業務委託先のすべてを把握対象とすることが適当である。

ただし、子会社等における受託業務の実施に要する費用を把握するためには、受託子会社等において勘定科目の共通化やシステム改修コスト等の負担が生じることが想定されることから、その要する費用や時間に留意することも必要である。

加えて、<u>今回は</u>、NTT東西の業務委託費と受託子会社等における受託業務の実施に要する費用を把握し、その<u>比較・検証にとどめることにかんがみれば、把握対象となる子</u>会社等は、一定額以上の業務受託をしているところとすることが適当である。

また、NTTグループ外の会社やNTT持株会社の連結対象会社については、NTT東西と支配従属関係にないことから、委託側のNTT東西における業務委託費は把握できても、これらの会社における受託業務の実施に要した費用を把握することが困難であることが想定される。

しかしながら、NTT東西においては、少なくともNTT持株会社の連結対象会社については、受託業務の実施に要した費用が把握可能となるようにできる限り調整を行い、業務委託費の把握対象とすることが適当である。

### (2)業務委託費の範囲等

検証対象とする業務委託費の範囲について、NTT東西からは、接続料原価算定の適正化の観点から業務委託費を検証するのであれば、接続料原価を構成する管理部門費用に限定すべきであり、接続料原価を構成しない利用部門費用は検証の対象外とすべきとの意見がヒアリング等で示された。

この点について、業務委託費の検証の目的から言えば、NTT東西の主張のとおり、管理部門に関係する業務委託費に限定して検証すべきである。この考え方によれば、把握対象となる業務委託先か否かを判断する「一定額」も、管理部門費用に基づき判断すべきということとなる。

しかしながら、NTT東西が業務委託をした時点で、当該業務委託に係る費用が管理 部門費用と利用部門費用にそれぞれいくらに分かれるかを把握しているわけではなく、 業務委託をした会計年度が終了した後、接続会計において管理部門と利用部門に費用 が配賦される過程において、業務委託費についても管理部門と利用部門に分かれていくに過ぎない。このため、委託時点で、管理部門費用に基づき把握対象となる業務委託先を判断し、子会社等に必要な会計整理を行わせることができない状況となっている。

また、子会社等は、NTT東西とは異なり、会計上の単位として管理部門と利用部門を設定しているわけではないので、NTT東西からの受託業務の実施に要した費用について、当該受託業務を実施した会計年度が終了した後であっても、管理部門費用と利用部門費用に分計して把握することは困難である。

このように、業務委託費等を把握する目的に照らせば、把握対象は管理部門費用に限定すべきであるが、業務委託した時点でNTT東西において管理部門費用の額を把握できないこと、また子会社等においては管理部門費用と利用部門費用を分計することがそもそもできないことから、基本的には管理部門費用・利用部門費用を区別することなく、業務委託費全体を検証の対象とすべきである。

ただし、今回の検証は接続料原価算定の適正化の観点から行うことから、検証対象とする業務委託先を判断する「一定額」の基準は、管理部門費用の額をベースとすることが適当である。具体的には、各費目共通で基準となる管理部門費用の額を設定し、過去の決算データから各費目ごとに業務委託費に占める管理部門費用の割合を計算した上で、当該割合で基準となる管理部門費用の額を除すことにより、検証対象となる業務委託費の基準額を設定すべきである。仮に基準とする管理部門費用の額を10億円とし、

×費の業務委託費に占める管理部門費用の割合が50%の場合は、 ×費について 把握対象となる業務委託先の基準額は、20億円ということになる。

なお、子会社等において、受託業務に係る収入で受託業務の実施のために営業資産を購入することもあり得る。この場合、NTT東西の業務委託費と子会社等における受託業務の実施に要した費用だけを比較・検証しても不十分であり、後者の費用に受託業務に係る収入で購入した営業資産の額を加えた額で比較・検証しないとその目的を達成することはできない。このため、受託業務に係る収入で受託業務の実施のために購入した営業資産についても、NTT東西の業務委託費との間の比較・検証の対象とすることが必要である。

### (3)業務委託費等の把握単位

NTT東西から子会社等への業務委託費や当該子会社等における受託業務の実施に要した費用は、業務委託費と受託業務の実施に要した費用の適正な比較検証という目的に照らし、またNTT東西の会計に反映され、接続料原価に算入されることも視野に入れると、その要する費用や時間にも留意した上で、電気通信事業会計の損益計算書の

勘定科目(営業費、施設保全費等)を基本として把握することが適当である。

<u>この際</u>、業務受託をした子会社等が、NTT東西からの受託業務に係る施設保全費等とそれ以外の業務に係る施設保全費等を適切な配賦基準により区分して計上することが重要となる。このため、NTT東西においては、子会社等における勘定科目の共通化等に努めるとともに、適切な配賦基準による会計処理が行われるように留意することが必要である。

また、子会社等が、受託業務に係る収入で営業資産を購入した場合、当該営業資産は電気通信事業会計の貸借対照表の勘定科目を基本として把握することが適当である。

### (4)提出書類等

上記(1)~(3)の考え方に基づき、<u>NTT東西は、以下の書類を提出することが必要</u>である。

- \_\_対象会社の全収益·費用の合計額を記載した書類、NTT東西の対象会社に対する業務委託費の合計額と対象会社における受託業務の実施に要した費用の合計額を記載した書類
- \_\_対象会社の全営業資産の合計額を記載した書類、対象会社が受託業務に係る収入 で購入した営業資産の合計額を記載した書類

また、・の書類の検証に資するため、<u>それぞれの合計額の内訳を検証するために必要となる対象会社ごとのNTT東西からの業務委託費と受託業務の実施に要した費用</u>を記載した書類、受託業務に係る収入で購入した営業資産の合計額を記載した書類<u>等</u>を提出することが必要である。

総務省には、<u>07年4月に開始する会計年度の接続会計報告書に併せて、上記の書類を提出することが必要</u>である。しかし、これらには、電気通信事業会計の適用対象外であり、かつ非上場の会社である子会社等に係る経営情報が含まれていること等にかんがみれば、<u>開示の対象とすることは適当ではない</u>と考えられる。

# 3. 子会社等への業務委託状況の開示

06年10月、会社法の施行に伴い電気通信事業会計規則が改正され、子会社等への業務委託状況を開示する制度として、関連当事者間取引の開示制度が導入された【資料49】。

従来の制度³⁴と比較すると、開示対象の取引先が子会社から関連当事者³⁵に拡大されるとともに、開示内容も営業取引高から取引内容や取引の種類別の取引金額等に拡大された。関連当事者には子会社や孫会社に加えて、親会社や兄弟会社なども含まれるので、いわゆるNTT東西のグループ会社は基本的には関連当事者として開示対象に含まれることになる「資料50」。

しかし、関連当事者間取引の開示制度では、「重要な取引」が開示対象となっているが、この「重要な取引」の基準は、企業会計基準委員会の指針によると、営業費用ベースで10%を超える取引であることから、NTT東西の05年度決算で見ると、NTT東日本では開示対象がなく、NTT西日本では開示対象1社(ネオメイト)ということとなる【資料51・52】。

この点、「重要な取引」の基準について、接続料原価算定の適正化の観点から会社法とは異なる基準を設定するという考え方もあるが、関連当事者間取引の開示制度は、そもそも会社法に基づき事業会社全般にも適用される一般的な制度であり、また電気通信事業会計の目的が利用者料金算定の適正化であることにかんがみれば、適当ではない。

他方、これまでNTT東西は、約50億円を超える取引のある子会社については、会社名と営業取引高を開示してきたことを踏まえると、関連当事者間取引の開示制度だけでは、従来よりも開示レベルが著し〈低下することも否めない。

また、子会社等への委託額は、業務委託費として接続料原価の一部となることから、業務委託の実態を明らかにすることにより、接続料原価算定の適正化を図ることが必要であり、この点については、接続事業者からも、受託会社における受託業務の実施額の把握とともに、業務委託費そのものの実態を把握することが必要であるとの意見がヒアリング等で示されたところである。

以上を踏まえ、また上記2でNTT東西の子会社等への業務委託費を把握することが適当としていることにかんがみれば、子会社への業務委託費の額については、従来の開示レベルを維持し、もって接続料算定の適正化に資するため、従来の基準に基づき開示対象の会社を判断した上で、07年4月に開始する会計年度の接続会計報告書において、個別の社名と業務委託額を開示することが適当である。

なお、業務委託費の適正性は、その額を見ただけでは直ちに判断できない。この点については、競争事業者からは、NTT東西の業務委託費と市場における一般的な委託価格を比較することにより、業務委託費の適正性を検証すべきとの意見がヒアリング等で示された。業務

<sup>34</sup> 電気通信事業会計規則に基づく「その他重要事項明細表」の中で、子会社との取引の開示が義務付け。

<sup>35</sup> 当該株式会社の親会社、当該株式会社の子会社、当該株式会社の親会社の子会社等(会社計算規則第 140条第4項)

委託費の適正性を検証するためには、公正妥当と考えられるベンチマークが必要となるが、 その設定プロセスやベンチマークの具体的な内容等については様々な議論があり得ること から、今後引き続き検討を深めることが適当と考えられる。

# 第7章 会計制度の検証可能性の向上

# 1.LRIC費用と実際費用の比較·検証

97年の電気通信事業法改正により、接続ルールが導入された後、接続料原価は、接続会計の設備区分に帰属した電気通信事業会計をベースとする実際費用等に基づき算定されていた。しかし、これでは、情報の非対称性やNTTに内在する非効率性の排除に限界があるため、00年度から、固定電話に係る接続料原価算定にLRIC方式が導入された。これは、新規参入者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用を算定するものであり、独占的な地域通信網の非効率性を排除する費用算定の一手法である。

しかし、実際費用については近年のNTT東西の経営合理化等によってLRIC方式により 算定した費用(LRIC費用)を上回る速度で<u>減少し、現時点においては、実際費用がLRIC</u> 費用に比べ低くなっており、今後の推移を注視していく必要がある状況にある。

このような状況を踏まえると、LRIC費用と実際費用とを比較可能とする仕組みを設けて、今後のLRIC方式の在り方を検討する際に参照可能とすることは有益であると考えられる。この点、08年度以降の固定電話の接続料算定の在り方は、既に情報通信審議会で審議を行っているところであり、現在の審議の際に参照できるようにLRIC費用と実際費用の比較可能な仕組みを設けることは時間的に困難であるが、将来、次々期の接続料算定の在り方についても、同様の審議が行われることを見据えると、当該仕組みを早期に会計上設けることは有意である。

この場合、LRIC費用と実際費用の比較は、電気通信事業会計の営業費用の費用項目単位(施設保全費・減価償却費等)で行うことを基本とすることが適当である。この点について、設備区分ごとにLRIC費用と実際費用を比較する考え方もあるが、実際費用では、設備区分に帰属する費用額が各階梯における配賦基準の定め方によって変化する面もあるため、LRIC費用と実際費用の額の差異がLRICモデルの妥当性に起因するものかどうかは必ずしも判断できないこととなる。このため、NTT東西において、配賦の結果としてではなく直接その額を把握している施設保全費等の費目単位で比較することが適当である。

また、NTT東西においては、07年4月に開始する会計年度の接続会計報告書において、 上記考え方に基づ〈LRIC費用と実際費用の比較情報の提出・公表を開始することが必要 である。

# 2.スタックテストにおける検証対象の営業費の検証

一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗 せられたものとなることから、接続料の妥当性を検証するため、99年から接続料と利用者 料金の関係に関する検証(スタックテスト)が行われている【資料53】。

このスタックテストについては、接続ルールの整備の一環として、その見直しが情報通信 審議会で審議され、07年3月末に答申36が取りまとめられた。それを受けて、07年7月に スタックテストの運用に関するガイドラインが作成・公表された。

スタックテストにおいては、接続料及び接続料が設定されていない設備コストの合計額 (接続料等)と利用者料金との差分(営業費相当分)を対象に、これが「営業費の基準値」 を下回らないものであるかどうかを検証区分ごとに検証することとしているが、この「営業 費の基準値」中の「営業費」には、検証の対象が接続料水準の妥当性であることにかんが み、販売促進費など顧客獲得に要する費用を含めないこととされている。

同ガイドラインでは、「加入電話及びISDN等の基本料費用について」(NTT東西が作成・ 公表)において開示している営業費の費用科目をベースとして、顧客獲得に要する費用に は「顧客営業」、「宣伝」、「企画」が該当するとしていたが、NTT東西からは、ヒアリング等 において、顧客獲得に要する費用には、「販売サポート・一般営業(特約店等)」も含まれる との意見が示された【資料54】。

これを踏まえ、「加入電話及びISDN等の基本料費用について」よりも、更に詳細な区分 が設定されている指定電気通信役務損益配賦方法書の営業費の小部門をベースとすれ ば、顧客獲得に要する費用には、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」に加えて、「販売サポート・ 一般営業(特約店等)」も含めることが適当であると考えられる。このため、07年度中にス タックテストの運用に関するガイドラインを改正することが必要である。

### 3.基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の検証

基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるため、あまね〈日本全国における提 供が確保されるべきサービスであり、具体的には、加入電話、公衆電話、緊急通報が該当 し(電気通信事業法第7条、電気通信事業法施行規則第14条)、これらのサービスに係る 費用の一部は、ユニバーサルサービス制度における補てんの対象とされている。

基礎的電気通信役務を提供する者が、ユニバーサルサービスに係る交付金の交付を受 ける適格電気通信事業者に指定されると、適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup>「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」

月以内に、基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表(基礎的電気通信役務収支表)を総務大臣に提出することが求められる(電気通信事業法施行規則第40条の5)[資料55]。

NTT東西が適格電気通信事業者の指定を受けて、07年度から、ユニバーサルサービスに係る交付金の交付を受けているところであるが、情報通信審議会における交付金の額等の認可を適当とする答申を受けて、総務省からNTT東西に対する指導文書<sup>37</sup>において、「今回の交付金の算定は、貴社において、設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提としている。このため、貴社が基礎的電気通信役務の提供において当該効率化を達成することが重要であり、平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて報告すること」という指導がなされたところである。

これを受けて、07年度以降、NTT東西は、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、 経営効率化の実績を併せ報告することが求められることから、当該経営効率化の実績を 検証可能とするため、07年度中に関係省令を改正し、基礎的電気通信役務収支表の営 業費用について、管理部門と利用部門に区分し、利用部門単体の営業費用を把握できる ようにすることが必要である。その上で、NTT東西においては、07年4月に開始する会計 年度の基礎的電気通信役務収支表から、営業費用を管理部門と利用部門に区分した表を 提出することが必要である【資料56】。

# 4.会計データの検証体制等の充実

電気通信事業における会計制度は、会計制度としては、会社法等の制度会計の内容や動向、さらに電気通信事業固有の規制会計である電気通信事業会計・接続会計の内容をまずは把握し、その上で、両会計と密接に関連する料金政策や接続政策、さらに会計制度の検証可能性を高める観点でユニバーサルサービス制度など他の関連制度の内容・動向を踏まえつつ、様々な観点から提出・公表されるデータを有機的に結びつけた上で、その適正性の検証や環境変化に応じた適時適切な見直しを行うことが求められるものである。

今後、「P化の進展等により、ネットワーク構造や市場構造は更に変化し、料金とコストの関係がより一層複雑化することが想定される中で、両者をつなぐ会計制度の役割はその重要性を一層高めるものと考えられる。今回の見直しにより新たに提出される会計データの検証に加えて、今後、「P網への完全移行を見据えた料金政策や接続政策の抜本的な見直しを踏まえて会計制度の見直しが行われることも視野に入れると、行政当局においては、外部の有識者の活用等を含めて、会計データの検証体制等の充実を早期に図ることが求められる。

-

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup>「基礎的電気通信役務の提供に関し講ずべき措置について」(06年11月22日)

# 第8章 施策展開の方向性

前章までの検討に基づく主な施策の概要とその実施時期は、次頁のようにまとめることができる。行政当局においては、これに基づき、各施策を着実に推進していくとともに、その進捗状況を定期的に公表することが適当である。この点、本研究会の検討が、「新競争促進プログラム2010」(06年9月策定・公表)に基づき行われているものであることにかんがみれば、毎年度実施される当該プログラムのプログレスレポートの情報通信審議会への報告・公表に併せて、本報告書に基づく施策の実施状況についても、報告・公表することが適当である。

また、電気通信事業会計・接続会計ともに、これまで料金政策や接続政策の変更に伴い必要となる見直しは行われてきたものの、会計サイドの視点に立った定期的な見直しを行う仕組みがビルトインされてはこなかった。今後、ブロードバンド化・IP化の急速な進展やそれに伴うネットワーク構造や市場構造の変化を踏まえれば、電気通信事業における会計制度についても、その機能が十分に発揮できるように、定期的に見直しを行うことが必要である。このため、本報告書を受けて行われる制度整備後3年を目処に、関係事業者の意見を踏まえつつ、見直しを検討することが適当である。

なお、電気通信事業における会計制度は、料金政策や接続政策の適正性をチェックする 観点から設けられているものであり、料金政策等の見直し等を踏まえて随時機動的に見直 すことが必要となる。

# 主な施策の概要とその実施時期

	1	頃目	施策の概要	施策の実施時期
接続会計の	網使用料算定根拠の設備区分との一致		接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離を解消。	07年度中に関係省令を改正し、08
設備区分の在	網機能による設備区分の整理		接続料規則に規定する網機能をベースに、一の設備区分が、一の網	年4月に開始する会計年度から見直
り方			機能に対応するように、網機能による設備区分を新設。	し後の設備区分で接続会計を整理。
	設備区分の廃止・	統合	設備区分に帰属する費用が存在しない区分や、接続料算定に有意に	
			機能しない区分は原則廃止・統合。	
	IP 化に対応した設備区分の在り方		・網機能に着目して設備区分を設定する必要性が一層高まる。	次世代ネットワークに係る設備区分
			・次世代ネットワークに係る設備区分は、当該ネットワークの機能	は、次世代ネットワークに係る接続ル
			分離を踏まえた固有の設備区分の設定が必要。	ールの検討の中で改めて検討。
電気通信事			・音声伝送役務に係る役務区分は、「基本料」、「中継電話(仮称)」	07年度中に関係省令を改正し、 につ
業会計の役務			「公衆電話」、「その他」の区分に簡素化。	いては08年4月に開始する会計年度か
区分の在り方			・専用役務に係る役務区分は、一の区分に統合。	ら、 については09年4月に開始する
	特定役務以外の指定役務に係る役務区		「FTTH(仮称 )」の区分を新設。	会計年度から、見直し後の役務区分によ
	分の見直し		(「FTTH(仮称)」と「その他」の区分に分割)	り指定電気通信役務損益明細表を整理。
	指定役務以外の役務に係る役務区分の		「指定役務以外の役務」に損失が生じている場合、拡大傾向にある	「指定役務以外の役務」に損失が生じ
	見直し多様な料金形態ア バンドル型サーへの対応ビスに係る指針		市場のサービス(例:ひかり電話)に限定して収支をチェック。	ている場合に措置。
			指定電気通信役務間のバンドルサービスについて、料金を区別せず	07年度中に関係指針を改正。
			に設定するときは、契約約款の変更命令を発動できることを明確化。	
		イ バンドルサービ		措置の要否は個別のサービスごとに判断。
		スに係る役務区分	ビスのうち、不当な内部相互補助の牽制・抑止の必要性が高いもの	なお、FMC サービスは、具体的なサービス提供
			は、役務区分を設けて収支をチェック。	形態が明確になった段階で改めて検討。
		ウ 通信サービス以		独占的な市場からの不当な内部相互補助
		外の収入により提		を受ける場合に必要な措置。なお、市場
		供されるサービス 	応じ会計制度上適切な措置を講じる。 	支配的な事業者による広告収入を原資と
				する料金設定の適否は、具体的なビジネス
				まず llが明確になった段階で改めて検討。
	IP 化に対応した役務区分の在り方		・役務概念による区分の維持は不適当。今後の料金規制の見直しや	必要に応じて措置。
			市場構造の変化等に対応し役務区分を見直すことが必要。	
			・次世代ネットワーク固有の役務区分の必要性は、現時点では想定されない。	

費用配賦の	配賦プロセスの	ア 接続会計	・接続会計処理手順書について、新たに配賦フローを追加するとと	07年度中に関係省令を改正し、08
在り方	透明化		もに、費用等の帰属先の明確化等を行う見直しを実施。	年4月に開始する会計年度の接続会計
			・配賦前後の金額や配賦比率は、総務省の求めに応じ提出(非開示)。	報告書の提出・公表に合わせて、見直し
			・接続会計処理手順書の法令上の位置付けを明確化。	後の接続会計処理手順書を提出・公表。
		イ 電気通信事業会	・指定電気通信役務損益配賦方法書に、これまで接続会計とは異な	08年4月に開始する会計年度の指
		計	り記述がなかった配賦プロセスに関する情報を新たに追加。その	定電気通信役務損益明細表の提出に
			他、接続会計処理手順書の見直しと平仄を合わせた見直しを実施。	合わせて、見直し後の指定電気通信役
			・配賦前後の金額や配賦比率は、総務省の求めに応じ提出(非開示)。	務損益配賦方法書の提出及び基本料
			・基本料費用に係る配賦プロセスは、開示。	関係部分の公表が必要。
	配賦基準の適正化	,	施設保全費のうち、PSTN 系設備と IP 系設備の費用配賦に取得固	NTT東西においては、できる限り速
			定資産価額比を用いているもの (「端末系交換設備」や「共通伝送	やかに結論を出し、08年4月に開始
			機械」等)については、現行の取得固定資産価額比から IP 系設備	する会計年度の接続会計・電気通信事
			に係る保守費を直接把握する等の方向で見直しを検討。	業会計から適用することが必要。
減価償却費	経済的耐用年数による算定とその対象設		・減価償却費は、経済的耐用年数による算定を基本とすることが適当。	08年4月に開始する会計年度の電
の在り方	備・算定方法等		・少なくとも光ファイバについて算定。 ルータ等も含めるのが望ま	気通信事業会計・接続会計から、経済
			Uil.	的耐用年数による減価償却費の算定
			・対象となる会計は、電気通信事業会計と接続会計の双方が適当。	を開始することが適当。
			・上記対象設備の経済的耐用年数の算定は、合理的な理由がない限	
			りは、LRIC の経済的耐用年数を用いることが適当。	
子会社等と	受託業務の効率化効果の反映		NTT東西から一定額以上の業務受託をしているNTT東西の子会	07年4月に開始する会計年度の接
の取引の透明			社等を対象として、NTT 東西から当該社への業務委託額と当該社	続会計報告書に合わせて、総務省に提
化			における受託業務の実施に要した額を記載した資料等の作成・提	出することが必要。
_			出。	
	子会社等への業務委託状況の開示		NTT 東西は、受託子会社については、05年度決算までの開示基	07年4月に開始する会計年度の接
			準に基づき、個別の社名と業務委託額を開示。	続会計報告書に合わせて、開示。
会計制度の	「 <mark>能性の</mark>		電気通信事業会計の営業費用の費目単位で、LRIC費用と実際費用	07年4月に開始する会計年度の接
検証可能性の			を比較する資料を作成・公表。	続会計報告書から提出・公表。 
向上等	スタックテストにおける検証対象の営		顧客獲得に要する費用に「顧客」、「宣伝」、「企画」に加えて、「販	07年度中にスタックテストガイド
	業費の検証		売サポート・一般営業(特約店等)」を追加。	ラインを改正。
	基礎的電気通信符	段務収支表の活用によ	基礎的電気通信役務収支表について、営業費用を管理部門と利用部	07年4月に開始する会計年度の基
	る効率化効果の把	」握	門に区分して提出・公表。	礎的電気通信役務収支表から実施。
	会計データの検証	体制等の充実	外部の有識者の活用等を含めた、会計制度の検証体制等の充実。	早期に実施。

# 補論 英国の電気通信事業における会計制度

# 1. 電気通信事業における規制会計の枠組み

英国の規制会計の枠組みは、EUの電気通信規制パッケージ、それを国内法制化した2003年通信法、及び同法に基づき定められた Ofcom の告示(具体的には、34の Conditions と6の Directions)に基づき形成されている【資料1】。

### (1) EUの電気通信規制パッケージ

EUに加盟している各国の規制当局は、02年に策定された電気通信規制パッケージ(6指令・1決定)38に基づき、関連市場39の市場分析を行い、その結果、当該市場で競争が有効的でないと判断した場合は、SMP(Significant Market Power)事業者(重大な市場支配力を有する事業者)を指定することとされている【資料2・3】。

関連市場でSMP事業者を指定した場合は、各国の規制当局は、必要に応じ、SMP事業者に対して義務を課すこととなるが、原則として、アクセス指令においては卸売市場に関する義務、ユニバーサルサービス指令においては小売市場に関する義務が規定されており、それぞれの義務の中には会計に関する義務も含まれている【資料4】。

具体的には、卸売市場に関する義務としては、会計情報の公表義務(アクセス指令第9条)、会計分離の義務(同第10条)、コストに基づ〈料金とする義務を課す場合においてコストが分類される主要区分や費用配賦に用いるコスト計算システムに関する説明の公表を確保する義務(同第11条)が規定されている【資料5】。

また、小売市場に関する義務としては、小売料金規制を課す場合にコスト計算システムの実施やその遵守状況の公表を確保する義務(ユニバーサルサービス指令第17条)等が規定されている【資料6】。

#### (2) 2003年通信法

英国では、2003年通信法において、上記EUの電気通信規制パッケージを国内法制化した。2003年通信法では、英国の規制庁である Ofcom が電子通信事業の参入条件とし

<sup>38</sup> 競争指令、枠組み指令、認可指令、アクセス指令、ユニバーサルサービス指令、プライバシー保護指令の6指令と無線周波数決定の1決定。

<sup>39</sup> 小売市場1市場、卸売市場11市場の計12市場(欧州委員会「関連製品・サービス市場に関する勧告」)。 なお、加盟各国は、欧州委員会等との調整により、勧告と異なる関連市場を定義することが可能。

て事業者が遵守すべき各種のルールを定めており、それらはユニバーサルサービス条件、 特権事業者条件、接続関連条件及びSMP条件の4つに大別される【資料7】。

このうち、(1)で記述した会計に関する義務は、SMP 条件の中で規定されており、具体的には、Wholesale Cost Accounting(第87条(6)(b),(9)~(11))、Retail Cost Accounting(第91条(5)(6), 第92条(2)(3))、Accounting Separation(第87条(6)(b),(7)(8))の3つの義務がこれに該当する。

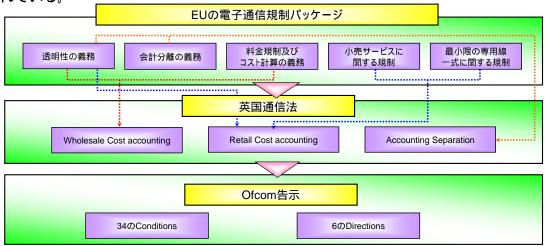
Wholesale Cost Accounting とAccounting Separation は、卸売市場に関する義務であり、Retail Cost Accounting は、小売市場に関する義務であるが、その具体的内容は、EUのアクセス指令やユニバーサルサービス指令で規定されている内容とほぼ同一であり、より詳細な義務付けの内容は、次項で記述するOfcomの告示に委ねる構成となっている【資料8・9】。

### (3) Ofcom告示

Ofcom は、04年7月、BT(British Telecommunications plc)に課される詳細な会計義務を規定した告示<sup>40</sup>を制定した。これは、2003年通信法に基づき制定されたものであり、主に34の Conditions と6の Directions から構成されているものである【資料10】。

Conditionsでは、主に会計書類(Regulatory financial statements)の作成、監査、提出及び公表に関する義務等が規定されており、また Directions では、我が国の接続会計では設備区分に相当するコンポーネントのリスト、作成等が義務付けられる会計書類の種類やその様式、会計書類ごとの監査のレベルなどが規定されている【資料11·12】。

また、同告示では、規制会計の必要性やその用途について記述がされており、それによると、規制会計の情報は、Ofcomが行う電気通信市場における経済的規制や多くの規制にとって基本となるものであり、各種の条件違反や反競争的な事例の調査のサポート、料金規制の設定や監視、政策決定や市場評価の情報提供等に用いられているとの説明がなされている。



<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> The Regulatory Financial Reporting Obligations on BT and Kingston Communications

-

### (4) 日本と英国の規制会計の枠組みの差異

我が国では、接続会計についてはボトルネック設備の有無、電気通信事業会計については、基本的には提供する役務、すなわち指定電気通信役務又は基礎的電気通信役務の提供の有無に着目して、規制会計の作成を義務付ける事業者を決定する枠組みを採用している。また、接続会計・電気通信事業会計ともに、その整理が義務付けられた事業者が作成する会計書類は、基本的に事業者間で同一のものとされている。

他方、英国では、SMP事業者に指定された事業者に対して、当該指定に係る SMP 市場に関し、必要に応じて規制会計の作成を義務付けるという枠組みを採用している。したがって、SMP 市場ではない市場に関する会計書類の作成は当然不要であり、また SMP 市場であっても会計書類の作成が不要な場合もある。他方、事業者によっては、複数の SMP市場について、市場ごとに会計書類の作成が必要となる場合もあり得る。このような枠組みは、卸売市場・小売市場いずれの市場に係る会計義務においても同一である【資料16】。

また、我が国では、規制会計の整理が義務付けられた事業者を対象として、当該事業者に係る収支等を会計書類として作成することとなるが、英国では、例えば、規制対象となるBTとは、「BTとその子会社、又はBTの親会社若しくはその子会社」と規定<sup>41</sup>されており、SMP市場ごとに作成が求められる規制会計の書類には、BTの収支等だけでなく、当該SMP市場に係るサービス提供に関係するすべての子会社、親会社及び兄弟会社の収支等が含まれることとなる。この意味において、英国では、BTを中心として、その親・子会社や兄弟会社も含めた連結的な決算で規制会計が整理されている状況にあると言える【資料14】。

### 2 BTが作成を義務付けられている会計書類

BTに対しては、前述のOfcomの告示に基づき、様々な会計書類の作成が義務付けられているが、それらは、Regulatory financial statements とAccounting Documents の2つに大別できる。両者の関係としては、Regulatory financial statements は、Accounting Documents に則って作成することとされており、後者は前者を作成する上での詳細な考え方を示した書類の位置付けとなっている。以下、それぞれについて解説する。

### (1) Regulatory financial statements

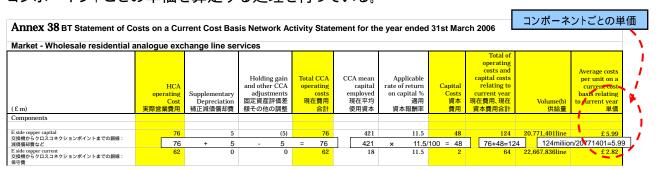
\_

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> BT means British Telecommunications plc, where registered company number is 180000, and any British Telecommunications plc subsidiary or holding company or any subsidiary of that holding company, all as defined by Section 736 of the Company Act 1985 as amended by the Companies Act 1989.(The Regulatory financial reporting obligations on BT and Kingston Communications Final statement and notification(22/07/2004) Annex2 SCHEDULE2 Part1 2.)

Ofcom 告示の Direciton 4では、BTに作成・公表等が義務付けられている会計書類の様式が39種類定められている【資料19】。この場合、一の SMP 市場について39種類の会計書類すべての作成が義務付けられるのではなく、卸売市場(19市場)と小売市場(7市場)の別、各市場に対し課されている義務の別、すなわち、Wholesale Cost Accounting、Accounting Separation、Retail Cost Accounting のいずれの義務が課されているかによって、作成が義務付けられる会計書類は異なってくることとなる。具体的には、Ofcom 告示の Direciton 3で、市場やサービスごと、義務付けの内容ごとに作成すべき会計書類が個別に定められている【資料18・20】。

3 9種類の会計書類のうち、Profit and Loss Statement (損益計算書。以下「P&L」という。)と Mean Capital Employed (平均使用資本。以下「MCE」という。)が主要な位置付けを占めており、卸売市場については、総括表、市場単位、セグメント単位及びサービス単位、また小売市場については、市場単位及びプロダクト単位で、P&L と MCE の様式が定められている。なお、英国では時価会計が採用されていることから、P&L において、実際費用 (HCA) に補正減価償却費等の調整を行い、現在費用 (CCA)を算定する処理を行っている【資料  $2.1 \cdot 2.2 \cdot 4.5$ 】。

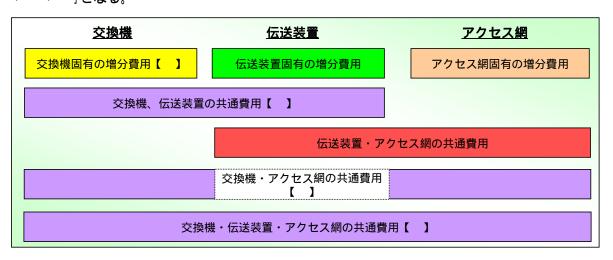
Statement of Costs on a Current Cost Basis (Annex38) においては、P&L と MCE の数値に基づき、コンポーネントごとに、実際費用に補正減価償却費等の調整を加えて現在費用を算定し、これに資本費用を加えた額を当該コンポーネントの供給量で除すことにより、コンポーネントごとの単価を算定する処理を行っている。



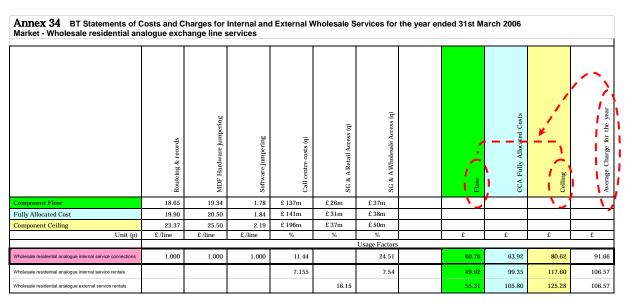
次に、Statements of Costs and Charge for Internal and External Wholesale Services(Annex34)においては、SMP 市場の構成要素であるサービスの単位ごとに、そのサービス提供に要した費用を算定している。具体的には、上述のプロセスを経て算定したコンポーネントごとの単価等を用いて、サービス提供に必要となるコンポーネントの費用 (FAC:Fully Allocated Cost)の合計額として、サービス提供に要した費用を算定している。

また、コンポーネントごとの単価は、FAC以外に、LRICとSAC(Stand Alone Cost)としての単価もBTのLRICモデルを用いて算定している。ここでいう LRIC とは、あるサービスを

提供するに当たって、そのサービス固有に必要となる費用を意味し、SAC とは、あるサービスを提供するに当たって、必要となるすべてのコスト(他のサービスとの共用費用を含む。)を意味する。下図で言うと、交換機の LRIC は「」となり、交換機の SAC は「 + + 」となる。



上述したLRIC 又はSACとしてのコンポーネントごとの単価についても、FAC の場合と同様に、それらに基づきサービス提供に要した費用を算定している。その上で、LRIC で算定した費用を下限値(Floor)、SAC で算定した費用を上限値(Ceiling)とし、Average Charge for the year が、Floor 値よりも低かったり、Ceiling 値よりも高い場合は、不適当な料金設定の可能性を示していると判断することとしている。なお、Average Charge for the year が Floor 値と Ceiling 値の間に入らない場合であっても、それには様々な理由が考えられることから、このことをもって直ちに不適当な料金設定と判断されるわけではない【資料48】。



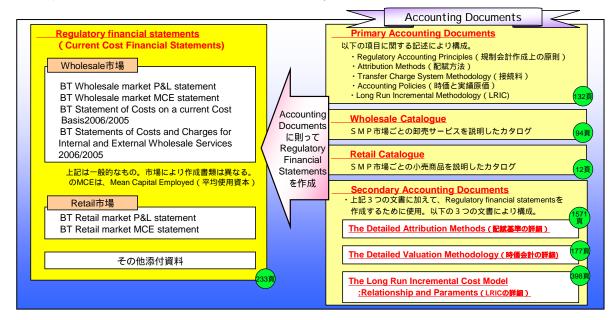
### (2) Accounting Documents

Accounting Documents は、 Primary Accounting Documents、 Wholesale

Catalogue、 Retail Catalogue、 Secondary Accounting Documents の4種類の会計書類から構成されている。

Primary Accounting Documents は、 Secondary Accounting Documents の概要をまとめた書類であり、規制会計作成上の原則のほか、配賦方法や LRIC 等の項目に関する記述により構成されている。また、 Wholesale Catalogue と Retail Catalogue は、それぞれ SMP 市場ごとの卸売サービスを説明した一覧表、SMP 市場ごとの小売商品を説明した一覧表となっている。

Secondary Accounting Documents は、配賦基準の詳細を記述した The Detailed Attribution Methods、時価会計の詳細を記述した The Detailed Valuation Methodology、LRIC の詳細を記述した The Long Run Incremental Cost Model の3つの書類により構成されている。このうち、配賦基準の詳細を記述した The Detailed Attribution Methods については、次項で詳細を説明する【資料36~38】。



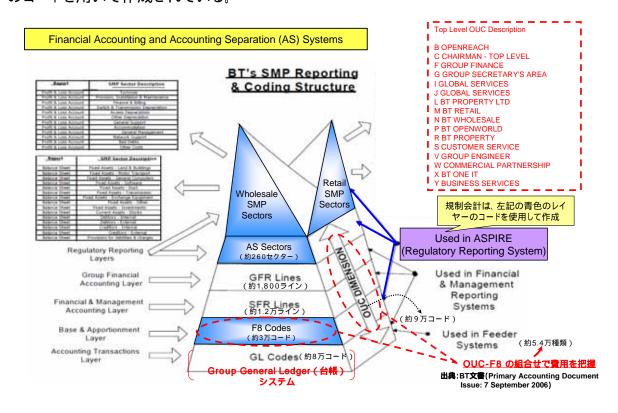
### 3 配賦関係

### (1) レイヤー構造とコード体系

BTにおいては、GLコードという約8万のコードを用いて日々の取引等を会計帳簿に記録しており、これがBTの規制会計や財務会計を作成する際の最も基本となる費用等の把握単位となっている。これを前提に、規制会計を作成する際には、約8万のGLコードを約3万のF8コードに集約し、これにBT内の部門を表すOUCコードを組み合わせた約5.4万種類の「OUC-F8」を費用等の把握の基礎的な単位としており、この「OUC-F8」ごとの費用等が、

コンポーネント等に費用等を配賦する際の出発点となっている。

BTの規制会計や財務会計を作成する際には、GLコード、F8コード、さらに財務会計に用いられる SFR Lines、GFR Lines 等と、段階的にコードを集約していくことから、その結果、GLコードを最下層とするレイヤー構造が形成されることとなる。このレイヤー構造とコード体系がBTの会計システムの特徴であり、規制会計は、このうち下図の青色のレイヤーのコードを用いて作成されている。



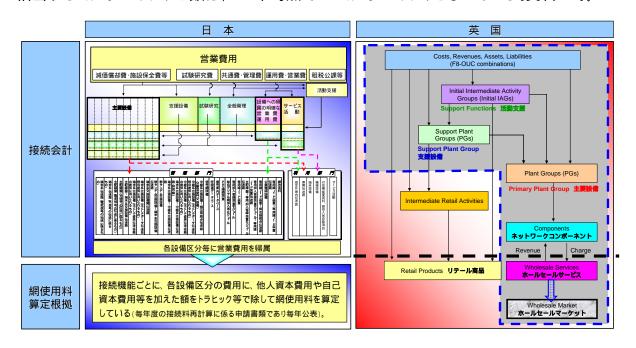
#### (2) 配賦プロセス

BTの規制会計では、前述のように、「OUC-F8」の費用、収益、資産及び負債を配賦の出発点としている。配賦の過程では、活動支援、支援設備、主要設備等の活動区分が設けられており、この点は日本の接続会計の配賦プロセスと類似している。

BTでは、活動支援や支援設備等の活動区分にもそれぞれ固有のコードが付されており、費用等の帰属先であるコンポーネントやサービス等にも同様にコードが付されていることから、配賦の出発点から費用等の帰属先まで、コードをたどっていくことによって、「OUC-F8」ごとに配賦のプロセスを把握することができる仕組みとなっている。また、費用等、活動区分及びサービス等について、コード別にその概要が解説されていること、配賦の過程で用いられる配賦基準についてもコードを付した上でその考え方が解説されていることから、コードを参照しながら関連情報も含めて様々な情報が入手可能な状況となっている【資料32~34】。

我が国では、接続会計は、電気通信事業会計の損益計算書上の費用等を各設備区分に帰属するところまでが射程であり、各設備区分に帰属された費用等をベースに接続料を算定する過程は、網使用料算定根拠の中で開示されている。他方、英国では、我が国の設備区分に相当するコンポーネントへの費用等の帰属プロセスだけでなく、コンポーネントからサービス、SMP 市場へと費用等を集約するプロセスも会計情報として開示していることから、その意味で、我が国では網使用料算定根拠で開示している情報も含めて、会計情報として開示していると捉えることが可能である。

なお、我が国の接続会計の設備区分の数は現在25区分であるが、英国においてこれに相当するコンポーネントの数は、06年時点で87コンポーネントとなっている【資料35】。



# 4 最近の動き

05年8月のOfcomの告示の改正<sup>42</sup>により、BTは、Ofcomに対して規制会計を作成する上で必要な財務データのすべてをデータファイルで提供することとなった。これにより、Ofcomは、データ抽出ツールを活用して、これまでBTがOfcomに提出していた会計書類も含めて、より詳細な会計情報をデータファイルを通じていつでも入手することが可能となった。

-

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 「Changes to BT's regulatory financial reporting framework Final Statement and Notification (31/08/2005)」

これに加え、Openreach43の設置等によるBTの取引の構造的変化やNGNを含めたBT のビジネスにおける技術的変化等を踏まえ、Ofcomは、会計制度の見直しを目的として、O 6年5月に第1次のコンサルテーション44を実施した。

具体的には、まず上述のデータファイルによって、Ofcomにどのような書類を提出すべき かを検討することは不要となったことから、Ofcomがデータファイルを通じてアクセス可能な 情報のうち、公開すべき情報は何かという点が意見募集の対象となった。この点について は、現在の中レベルの公開情報に代わり、高レベルの概要情報を公開することの適否など が意見募集の対象とされた【資料50】。

また、個別の項目としては、現状の形でFloor値やCeiling値を公開し続けることの妥当性、 Floor値とCeiling値の範囲外となっている場合にBTに対しその理由等を説明するレポート の作成を義務付けることの妥当性、さらに現時点でかなり詳細に開示されているコスト配賦 に係る情報について、その有効活用を図るための方法等が意見募集項目として挙げられ た【資料49·50】。

Ofcomは、第1次コンサルテーションに引き続き、07年1月から第2次コンサルテーション <sup>45</sup>を実施し、0.7年5月にステートメント<sup>46</sup>を発表した。それによると、例えば、SMP市場を 「アクセス市場」、「その他のWholesale SMP市場」、「Retail SMP市場」の3つの市場グル ープに分けて、市場グループごとに1つの財務諸表を作成することとするなど、公開される 概要情報の充実を図る観点からの様式の修正・統合等を行った。この見直しは、06年/07 年の規制会計から適用されることとなる【資料51】。

<sup>43</sup> BTの内部に設置された、アクセス網とバックホール網の物理層及び伝送網に係るSMP商品を取り扱うア クセスサービス部門。06年1月から業務開始。他部門からバーチャルに分離されており、規制会計の財務 諸表において、Openreach の決算を個別に開示すること等が義務付けられている。

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> Regulatory financial reporting obligations on BT Taking a fresh view (03/05/2006).

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> Regulatory financial reporting obligations on BT(26/01/2007)<sub>1</sub>

<sup>46</sup> Changes to BT is regulatory financial regulatory financial reporting and audit requirements Explanatory statement and notification(30/05/2007),